

第 1 4 1 4 号

# 甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所  
 甲府市丸の内一丁目18番1号  
 発行人 甲府市  
 毎月5日発行  
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

## 目 次

### [ 条 例 ]

甲府市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例・・・3  
 甲府市個人情報保護条例及び甲府市行政手続における特定の個人を  
 識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用  
 及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例・・・6  
 甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例・・・7  
 甲府市市税条例等の一部を改正する条例・・・10  
 甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改  
 正する条例・・・13  
 甲府市印鑑条例の一部を改正する条例・・・14  
 甲府市青少年キャンプ場条例を廃止する条例・・・15  
 甲府市企業誘致条例の一部を改正する条例・・・16  
 甲府市都市公園条例の一部を改正する条例・・・20

### [ 規 則 ]

甲府市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則・・・21  
 市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則・・・26

甲府市企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則・・・28  
 [ 規 程 ]  
 職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程・・・43  
 [ 告 示 ]  
 平成29年6月甲府市議会定例会招集告示・・・44  
 固定資産税（土地家屋）督促状公示送達・・・45  
 平成28年度下半期の財政状況等の公表・・・46  
 甲府市各企業会計の平成28年度下半期の業務状況等の公表・・・47  
 プロポーザル方式に係る手続き開始の公告・・・48  
 入札告示（7件）・・・50  
 農用地利用集積計画を定めた旨の公告・・・69  
 プロポーザル方式に係る手続き開始の公告・・・70  
 公売公告兼見積価額公告・・・72  
 開発行為に関する工事の完了公告・・・73  
 差押調書（謄本）公示送達・・・74  
 国民健康保険料過誤納金還付・充当通知書公示送達・・・75

国民健康保険料督促状公示送達	76
国民健康保険料納入通知書公示送達	77
指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の廃止公示	78
指定地域密着型サービス事業者の廃止公示（3件）	79
入札告示	82
自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し保管した旨の告示（2件）	85
開発行為に関する工事の完了公告	87
特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を 地方公共団体情報システム機構に委任した旨の告示	88
入札告示（3件）	89
指定地域密着型サービス事業者の廃止公示	98
都市計画変更案の縦覧公告（2件）	99
都市計画案の縦覧公告	101
国民健康保険被保険者証無効告示	102
甲府市告示第297号の内容を訂正する告示	103
甲府市告示第298号の内容を訂正する告示	104
入札告示（3件）	105
路上喫煙禁止区域指定告示	114
介護保険被保険者証無効告示	116
配当計算書（謄本）・充当通知書公示送達	117
平成29年度補正予算の公表	118
入札告示（9件）	119
差押調書（謄本）公示送達	145
地縁による団体の告示された事項に係る変更告示（15件）	146
都市計画法第16条第1項の規定による公聴会の開催公告（3件）	161

配当計算書（謄本）・充当通知書公示送達	164
入札告示	165
開発行為に関する工事の完了公告（4件）	168
プロポーザル方式に係る手続き開始の公告	172
配当計算書（謄本）・充当通知書公示送達	176
甲府市国民健康保険条例に基づく保険料率等の告示	177
開発行為に関する工事の完了公告	179
[ 教育委員会 ]	
甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則	180
入札告示（2件）	181
[ 選挙管理委員会 ]	
甲府市公職選挙管理執行規程の一部を改正する規程	187
甲府市選挙管理委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程	188
[ 農業委員会 ]	
甲府市農業委員会6月定例総会招集公告	189
[ 上下水道局 ]	
甲府市上下水道局員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程の 一部を改正する規程	190
入札告示（3件）	191
[ 任免辞令 ]	
市長事務局	200

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

# 条例

甲府市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例をここに公布する。

平成29年6月27日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市条例第20号

甲府市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域（以下「準工業地域」という。）	100分の15以上	100分の20以上
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域（以下「工業地域・工業専用地域」という。）	100分の5以上	100分の10以上
都市計画法第8条第1項第1号の		

用途地域の定めのない地域（以下「用途地域の定めのない地域」という。）	100分の5以上	100分の10以上
------------------------------------	----------	-----------

（敷地が2以上の区域にわたる場合の適用）

第4条 特定工場の敷地が準工業地域、工業地域・工業専用地域、用途地域の定めのない地域又は前条に規定する区域以外の区域のうち、2以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下「敷地割合」という。）につき、準工業地域、工業地域・工業専用地域又は用途地域の定めのない地域の敷地面積が最も高い場合には当該敷地割合が最も高い区域に係る同条の表の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用し、同条に規定する区域以外の区域の敷地割合が最も高い場合には同条の表の規定を当該特定工場の敷地の全部に適用しない。

（緑地が他の施設と重複する場合の緑地面積率の算定方法）

第5条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「省令」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び省令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率（緑地の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た面積の100分の50の割合まで緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができる。

（本市に隣接する地方公共団体の長との協議）

第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場において、生産施設的面積の変更（生産施設的面積の減少を除く。）が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設的面積の算定は、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）備考第1項第2号及び第3

号並びに第3項の規定を準用する。この場合において、法準則備考第1項第2号中「0.2」とあるのは、準工業地域にあつては「0.15」と、工業地域・工業専用地域及び用途地域の定めのない地域にあつては「0.05」と、法準則備考第1項第3号中「0.25」とあるのは、準工業地域にあつては「0.2」と、工業地域・工業専用地域及び用途地域の定めのない地域にあつては「0.1」と、法準則備考第3項第1号中「0.2」とあるのは、準工業地域にあつては「0.15」と、工業地域・工業専用地域及び用途地域の定めのない地域にあつては「0.05」と、法準則備考第3項第2号中「0.25」とあるのは、準工業地域にあつては「0.2」と、工業地域・工業専用地域及び用途地域の定めのない地域にあつては「0.1」と読み替えるものとする。

甲府市個人情報保護条例及び甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月27日

甲府市長 樋口 雄一

#### 甲府市条例第21号

甲府市個人情報保護条例及び甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(甲府市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 甲府市個人情報保護条例(平成15年12月条例第42号)の一部を次のように改正する。

第42条の2第3号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第42条の6中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第42条の7第1項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

(甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月27日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市条例第22号

甲府市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

甲府市職員退職手当支給条例（昭和25年10月条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第8条第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の1項を加える。

12 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第8条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第

5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ

ウ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

とが適当であると認めたものとする。」

#### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条第11項第5号の改正規定及び附則第4項の規定は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 3 新条例第8条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第12項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（甲府市職員退職手当支給条例第1条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて甲府市職員退職手当支給条例第8条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法



律第116号)の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が適用日以後であるものについて適用する。

- 4 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第14号)第4条の規定による改正後の職業安定法(以下「改正後職業安定法」という。)第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第8条第11項(第5号に係る部分に限り、甲府市職員退職手当支給条例第8条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

甲府市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月27日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市条例第23号

甲府市市税条例等の一部を改正する条例

(甲府市市税条例の一部改正)

第1条 甲府市市税条例(昭和25年8月条例第29号)の一部を次のように改正する。

第26条中「次の各号に掲げる者」を「次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者」に改め、同条ただし書中「掲げる者」の次に「に該当する納税義務者」を加え、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条各号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第37条を次のように改める。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第37条 法第349条の3第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第5条の2第11項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第16条の2第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第20条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

(甲府市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 甲府市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年6月条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第64条及び新条例」を「甲府市市税条例第64条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第64条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第64条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第64条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第12条第1項	第64条	甲府市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年6月条例第19号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第64条
附則第12条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第64条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第12条第1項の表第2号ア(ウ) aの項	第2号ア(ウ) a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第64条第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円

附則第12条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第64条第2号ア(ウ)b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中甲府市市税条例第26条各号の改正規定及び附則第16条の2第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成31年1月1日
- (2) 第2条の規定 平成31年10月1日

### (市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の甲府市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の甲府市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

### (固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第37条の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年6月27日

甲府市長 樋口 雄一

#### 甲府市条例第24号

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例

甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例（平成17年12月条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

第2条中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の甲府市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の規定は、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 この条例による改正後の第1条の規定は、適用日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

甲府市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 6 月 27 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 25 号

甲府市印鑑条例の一部を改正する条例

甲府市印鑑条例（昭和 56 年 12 月条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）

第 17 条の 2 前 3 条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自らの個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用して、多機能端末機（情報システムと電気通信回線で結合された端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、平成 29 年 7 月 31 日から施行する。

甲府市青少年キャンプ場条例を廃止する条例をここに公布する。

平成29年6月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第26号

甲府市青少年キャンプ場条例を廃止する条例

甲府市青少年キャンプ場条例（昭和35年10月条例第25号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 議会の議決に付すべき公の施設の廃止及び長期かつ独占的利用に関する条例（昭和43年3月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第26号までを1号ずつ繰り上げる。

甲府市企業誘致条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 6 月 27 日

甲府市長 樋 口 雄 一

## 甲府市条例第 27 号

### 甲府市企業誘致条例の一部を改正する条例

甲府市企業誘致条例（平成 21 年 3 月条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 甲府市産業活性化支援条例

第 1 条中「を新設」を「、ホテル・旅館、観光施設及び農場等を設置」に、「振興」を「活性化」に改める。

第 2 条各号を次のように改める。

- (1) 企業 事業を営む法人又は個人をいう。
- (2) 工場等 工場、研究所等で規則で定める業種に適合する施設をいう。
- (3) ホテル・旅館 ホテル又は旅館で規則で定める業種に適合する施設をいう。
- (4) 観光施設 遊園地、動物園等で規則で定める業種に適合する施設をいう。
- (5) 農場等 農地又は農業用施設で規則で定める業種に適合する施設をいう。
- (6) 対象施設 第 2 号から前号までに掲げる施設をいう。
- (7) 設置 自ら事業を営むために、企業が市内に新たに土地又は建物を取得し、又は賃借することをいう。
- (8) 常時雇用従業員 市内に住所を有する者であって、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 9 条及び健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 1 項に規定する被保険者で、常時勤務することとして雇用されるものをいう。
- (9) 投下固定資産 対象施設においてその事業の用に供する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条に規定する家屋及び償却資産のうち、法人税法



施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第3号までに掲げる減価償却資産（耐用年数が1年未満のもの及び取得価額が20万円未満のものを除く。）をいう。

第3条第1項中「適用地域内に工場等を新設」を「対象施設を設置」に改め、「対し、」の次に「予算の範囲内で」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、国又は地方公共団体の所有する土地を賃借する企業については、この限りでない。

第3条第2項各号を次のように改める。

- (1) 固定資産税額奨励金
- (2) 水道加入金額奨励金
- (3) 賃借料奨励金
- (4) 雇用奨励金
- (5) 農地整備奨励金

第4条各号列記以外の部分中「適用地域内に」を削り、「新設」を「設置」に、「各号」を「各号に掲げる指定要件」に改め、同条第1号及び第2号中「新設」を「設置」に改め、同条第3号中「新設する工場等の」を「設置する工場等において、その設置に伴い増加する」に、「20人」を「規則で定める人数」に改め、同条に次の3項を加える。

2 市長は、ホテル・旅館を設置する企業が次の各号に掲げる指定要件のいずれにも該当するときは、当該企業を前条に規定する奨励措置の対象者として指定することができる。

- (1) 設置するホテル・旅館が、国際観光ホテル整備法施行規則（平成5年運輸省令第3号）第4条又は第17条に規定する基準を満たしていること。
- (2) 一般社団法人甲府市観光協会に加盟している組合又は協会の構成員であること。
- (3) 設置するホテル・旅館において、その設置に伴い増加する常時雇用従業員の数が、規則で定める人数以上であること。
- (4) 納期限の到来した市税を完納していること。

3 市長は、観光施設を設置する企業が次の各号に掲げる指定要件のいずれにも該当するときは、当該企業を前条に規定する奨励措置の対象者として指定すること

ができる。

- (1) 設置する観光施設に係る投下固定資産の額が、5億円以上であること。
- (2) 設置する観光施設において、その設置に伴い増加する常時雇用従業員の数が、規則で定める人数以上であること。
- (3) 納期限の到来した市税を完納していること。

4 市長は、農場等を設置する企業が次の各号に掲げる指定要件のいずれにも該当するときは、当該企業を前条に規定する奨励措置の対象者として指定することができる。

- (1) 設置する農場等の面積が、5,000平方メートル以上の一団の土地であること。
- (2) 設置する農場等において、その設置に伴う農地の整備（法令に基づき国、地方公共団体その他規則で定める団体が実施する事業であつて、その費用の一部を国又は山梨県が負担するものをいう。第6条第5項において同じ。）が行われていること。
- (3) 設置する農場等において、その設置に伴い増加する常時雇用従業員の数が、規則で定める人数以上であること。
- (4) 納期限の到来した市税を完納していること。

第6条第1項中「工場等」を「対象施設」に、「操業開始日」を「操業開始」に、「（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）の甲奨励金を予算の範囲内で」を「の固定資産税額奨励金を」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「工場等」を「対象施設」に改め、「水道加入金（」の次に「甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第29条第1項に規定する水道加入金をいい、」を、「限る。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、「（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）の乙奨励金を予算の範囲内で」を「の水道加入金額奨励金を」に改め、同条第3項から第5項までを次のように改める。

3 市長は、指定企業に対し、対象施設に係る土地又は建物の賃借料について、3年度を限度として、規則で定める基準により賃借料奨励金を交付することができる。

4 市長は、指定企業に対し、対象施設の設置に伴い新たに雇用した常時雇用従業

員について、規則で定める基準により一の対象施設の設置につき1回限り雇用奨励金を交付することができる。

- 5 市長は、指定企業に対し、農場等の設置に伴い当該企業が負担した農地の整備に係る費用について、規則で定める基準により農地整備奨励金を交付することができる。

第6条に次の4項を加える。

- 6 前各項の奨励金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 7 第1項から第5項までの規定による奨励金の交付を受けようとする指定企業は、当該奨励金の対象年度の翌年度の4月末日までに申請しなければならない。
- 8 指定企業が賦課された市税を納期限までに完納しないときは、第1項から第5項までの規定による奨励金は交付しない。
- 9 指定企業は、奨励金の交付を受けた日の属する年度の末日から3年間、規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

第9条第1号中「各号の」を「第1項から第4項までの各号に掲げる」に改め、同条第3号及び第4号中「工場等」を「対象施設」に改める。

第11条に次の1項を加える。

- 2 指定企業は、操業開始から10年間継続して事業を営むよう努めなければならない。

附則に次の1項を加える。

- 4 この条例は、平成39年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第5条に規定する指定の申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

#### 附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

甲府市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 6 月 27 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 28 号

甲府市都市公園条例の一部を改正する条例

甲府市都市公園条例（昭和 32 年 12 月条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 水泳プールの項中「・飛び込みプール」を削る。

附 則

この条例は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

---

# 規則

---

甲府市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月27日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市規則第23号

甲府市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市職員退職手当支給条例施行規則（昭和63年7月規則第36号）の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

（条例第8条第10項第2号に規定する規則で定める者）

第12条の2 条例第8条第10項第2号アに規定する規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

- (1) 雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第1条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって、同法第24条の2第1項第1号に掲げる者に該当するもの
  - (2) 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた本市の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの
  - (3) 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた本市の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当するもの
- 2 条例第8条第10項第2号イに規定する規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。

第9号様式中

「

技能 習得 手当	受講手当	月額 円	支給開始 年 月 日
	特定職種 受講手当	月額 円	支給開始 年 月 日
	通所手当	月額 円	支給開始 年 月 日

を

」

「

技能 習得 手当	受講手当	月額 円	支給開始 年 月 日
	通所手当	月額 円	支給開始 年 月 日

に改める。

」

第15号様式中

「

技能 習得 手当	受講 手当	日	円
	特定 職種 受講 手当	日	円
	通所 手当	日	円

を

」

「

技能 習得 手当	受講 手当	日	円
	通所 手当	日	円

に改める。

」

第17号様式中「に、安定所」の次に「、地方公共団体」を加える。

第19号様式中

「

乗車（船） の場所	を	乗車（船） の場所 （出発空港）	に
--------------	---	------------------------	---

」

「

下車（船） の場所	を	下車（船） の場所 （到着空港）	に
--------------	---	------------------------	---

」

「

船 賃		航 空 賃	
距 離	運 賃	距 離	運 賃
Km	円	Km	円

を

船 賃		航 空 賃	
距 離	運 賃	距 離	運 賃
Km	円	Km	円

に改める。

」



第20号様式中

船 賃	
距 離	運 賃
Km	円

を

船 賃		航 空 賃	
距 離	運 賃	距 離	運 賃
Km	円	Km	円

に改める。

第21号様式中

技 能 習 得 手 当	受講手当	日額	円	支 給 開 始	年 月 日
	特定職種 受講手当	月額	円	支 給 開 始	年 月 日
	通所手当	月額	円	支 給 開 始	年 月 日

を

技 能 習 得 手	受講手当	日額	円	支 給 開 始	年 月 日
	通所手当	月額	円	支 給 開 始	

に改める。



当		年	月	日
---	--	---	---	---

」

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第12条の2の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 6 月 30 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 24 号

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則（昭和 35 年 11 月規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

別表診察、検診関係の表中

「

妊産婦健診料	妊産婦健診	1 回	6,000 円
	上記に含まれない検査等	1 件	算定方法により算定した額

を

」

「

妊婦健診料	妊婦健診	1 回	6,000 円
	上記に含まれない検査等	1 件	算定方法により算定した額
産婦健診料	産婦健診	1 回	6,000 円 ただし、超音波検査を受けない場合は、5,000 円
	上記に含まれない検査等	1 件	算定方法により算定した額

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

甲府市企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

## 甲府市規則第25号

甲府市企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市企業誘致条例施行規則（平成21年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

甲府市産業活性化支援条例施行規則

第1条中「甲府市企業誘致条例」を「甲府市産業活性化支援条例」に改める。

第2条中「第2条第3号」を「第2条第2号から第5号まで」に改める。

第5条を削る。

第4条中「企業誘致奨励措置指定書」を「奨励措置指定書」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「工場等の建設に着手する前に、企業誘致奨励措置指定申請書（第1号様式）に」を「対象施設において操業を開始する前に、奨励措置指定申請書（第1号様式）に奨励金の種類に応じて」に改め、同条第4号中「工場等」を「対象施設」に改め、同条第5号中「土地」を「土地建物」に改め、「売買契約書」の次に「又は賃貸借契約書」を加え、同条第6号中「建築確認通知書」の次に「又は検査済証」を加え、同条第7号及び第8号中「工場等」を「対象施設」に改め、同条第9号中「の」を「（対象施設に勤務する常時雇用従業員をいう。以下同じ。）の」に改め、同条に次の4号を加える。

- (1) 条例第4条第2項第2号に規定する構成員であることが分かる書類
- (2) 条例第4条第3項第1号に規定する投下固定資産の額が分かる書類
- (3) 条例第4条第4項第2号に規定する農地の整備が行われていることが分かる書類

(14) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類  
第3条を第4条とし、同条の前に次の1条を加える。

(指定要件)

第3条 条例第4条第1項第3号の規則で定める人数は、5人とする。

2 条例第4条第2項第3号の規則で定める人数は、ホテルにあっては5人、旅館にあっては3人とする。

3 条例第4条第3項第2号の規則で定める人数は、3人とする。

4 条例第4条第4項第2号の規則で定める団体は、農地中間管理機構とする。

5 条例第4条第4項第2号に規定する事業において国又は山梨県が負担する費用は、当該事業に係る総事業費の2分の1以上とする。

6 条例第4条第4項第3号の規則で定める人数は、1人とする。

第13条を第15条とする。

第12条中「企業誘致奨励金返還命令書（第11号様式）」を「奨励金返還命令書（第12号様式）」に改め、同条を第14条とする。

第11条中「企業誘致奨励措置指定取消通知書（第10号様式）」を「奨励措置指定取消通知書（第11号様式）」に改め、同条を第13条とする。

第10条中「企業誘致奨励措置指定企業地位承継承認書（第9号様式）」を「奨励措置指定企業地位承継承認書（第10号様式）」に改め、同条を第12条とする。

第9条中「企業誘致奨励措置指定企業地位承継届出書（第8号様式）」を「奨励措置指定企業地位承継届出書（第9号様式）」に改め、同条を第11条とする。

第8条中「企業誘致奨励措置指定申請内容変更届出書（第6号様式）」を「奨励措置指定申請内容変更届出書（第7号様式）」に、「企業誘致奨励措置事業（廃止・休止・縮小）届出書（第7号様式）」を「奨励措置事業（廃止・休止・縮小）届出書（第8号様式）」に改め、同条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

(状況の報告)

第9条 条例第6条第9項の規則で定める事項は、経営状況及び常時雇用従業員の雇用状況とする。

2 前項に規定する事項は、状況報告書（第6号様式）により、市長が指定する日までに報告するものとする。

第7条中「企業誘致奨励金交付請求書」を「奨励金交付請求書」に、「企業誘致

奨励金交付決定通知書」を「奨励金交付決定通知書」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「に規定する」を「第4項の」に、「企業誘致奨励金交付決定通知書」を「奨励金交付決定通知書」に改め、同条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

(奨励金の交付)

第6条 条例第6条第3項の規則で定める基準は、各年度の賃借料に10分の5を乗じて得た額とし、その限度額は500万円とする。

2 条例第6条第4項の規則で定める基準は、指定を受けた日から最初の交付申請を行う日までに新たに雇用した常時雇用従業員であって当該交付申請の日に在職しているもの1人につき、採用日において40歳未満の者については20万円、40歳以上の者については15万円とし、その限度額は1,000万円とする。

3 条例第6条第5項の規則で定める基準は、農地の整備を行った際に指定企業が負担した額から、その整備に要した総事業費に10分の1を乗じて得た額を差し引いた額とする。

4 条例第6条第7項の規定による奨励金の交付の申請は、奨励金交付申請書(第3号様式)に、奨励金の種類に応じて次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 固定資産税の納税証明書又は領収書の写し
- (2) 水道加入金の領収書の写し
- (3) 奨励措置指定書の写し
- (4) 土地建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書及び領収書の写し
- (5) 建築確認通知書(変更の場合に限る。)及び検査済証の写し
- (6) 常時雇用従業員の名簿、住民票、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
- (7) 市税の滞納がないことを証する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

附則に次の1項を加える。

4 この規則は、平成39年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた条例第5条に規定する指定の申請に係る事案については、同日後もな

おその効力を有する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

対象施設	大分類	中分類、小分類等
工場等	E—製造業	09—食料品製造業から32—その他の製造業まで
	G—情報通信業	37—通信業から41—映像・音声・文字情報制作業まで
	H—運輸業、郵便業	43—道路旅客運送業、44—道路貨物運送業、47—倉庫業及び48—運輸に附帯するサービス業
	I—卸売業、小売業	50—各種商品卸売業から55—その他の卸売業まで
	L—学術研究、専門・技術サービス業	71—学術・開発研究機関
ホテル・旅館	M—宿泊業、飲食サービス業	75—宿泊業の小分類751—旅館、ホテル
観光施設	N—生活関連サービス業、娯楽業	80—娯楽業の小分類805—公園、遊園地のうち8052—遊園地（地上高40メートル以上の眺望を楽しむことを専用の目的に設置された展望施設を含む。）及び8053—テーマパーク
	O—教育、学習支援業	82—その他の教育、学習支援業の小分類821—社会教育のうち8214—動物園、植物園、水族館
農場等	A—農業、林業	01—農業

第1号様式から第5号様式までを次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

申請者 所在地  
 名称  
 代表者氏名 ⑩  
 （個人にあつては、住所及び氏名）  
 電話番号

奨励措置指定申請書

奨励措置の対象者の指定を受けたいので、甲府市産業活性化支援条例第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

対象施設	名称			
	所在地			
業種				
規模	敷地面積	m <sup>2</sup>	延床面積	m <sup>2</sup>
常時雇用従業員数	人			
土地建物の取得年月日 又は賃借年月日	年	月	日	
操業開始予定日	年	月	日	

添付書類

- 1 法人の登記事項証明書（個人にあつては、住民票の写し）
- 2 定款又はこれに準ずる書類
- 3 企業の概要を明らかにする書類
- 4 対象施設の用途及び概要を明らかにする書類



- 5 土地建物の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- 6 建築確認通知書又は検査済証の写し
- 7 対象施設の敷地の位置図、配置図その他必要な図面
- 8 対象施設の建物の配置図、平面図その他必要な図面
- 9 常時雇用従業員への雇用計画書
- 10 市税の滞納がないことを証する書類
- 11 条例第4条第2項第2号に規定する構成員であることが分かる書類
- 12 条例第4条第3項第1号に規定する投下固定資産の額が分かる書類
- 13 条例第4条第4項第2号に規定する農地の整備が行われていることが分かる書類
- 14 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲府市長



奨励措置指定書

年 月 日付で申請のあった奨励措置の対象者について、甲府市産業活性化支援条例第5条第2項の規定により、次のとおり指定します。

対象施設	名称
	所在地
業種	
指定年月日	年 月 日
奨励措置期間	(1) 固定資産税額奨励金 年度 ~ 年度
	(2) 水道加入金額奨励金 年度
	(3) 賃借料奨励金 年度 ~ 年度
	(4) 雇用奨励金 年度
	(5) 農地整備奨励金 年度

※ 常時雇用従業員の自己都合による退職や偶発的な事由による退職により、対象施設の設置に伴い増加する常時雇用従業員の要件を満たさなくなった場合は、その数の常時雇用従業員を速やかに採用すること。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

申請者 所在地  
 名 称  
 代表者氏名 ⑩  
 （個人にあつては、住所及び氏名）  
 電話番号

奨励金交付申請書

年度分奨励金の交付を受けたいので、甲府市産業活性化支援条例第6条第7項の規定により、次のとおり申請します。

対象施設	名称	
	所在地	
固定資産税額奨励金		円
	固定資産税の額	円
水道加入金額奨励金		円
	水道加入金	円 × 5/10 = 円
賃借料奨励金		円
	土地建物の賃貸料の額	円
雇用奨励金		円
	40歳未満	人 × 200,000 円 = 円
	40歳以上	人 × 150,000 円 = 円
農地整備奨励金		円
	農地の整備の総事業費	円
	指定企業が負担した額	円
合 計		円

※ 各奨励金における1,000円未満の金額は、切り捨てるものとする。

## 添付書類

- 1 固定資産税の納税証明書又は領収書の写し
- 2 水道加入金の領収書の写し
- 3 奨励措置指定書の写し
- 4 土地建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書及び領収書の写し
- 5 建築確認通知書（変更の場合に限る。）及び検査済証の写し
- 6 常時雇用従業員の名簿、住民票、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書及び健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
- 7 市税の滞納がないことを証する書類
- 8 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

第4号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

甲府市長



奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度分奨励金について、甲府市産業活性化支援条例施行規則第7条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

奨励金交付決定額	固定資産税額奨励金	円
	水道加入金額奨励金	円
	賃借料奨励金	円
	雇用奨励金	円
	農地整備奨励金	円
	合 計	円

※ 常時雇用従業員の自己都合による退職や偶発的な事由による退職により、対象施設の設置に伴い増加する常時雇用従業員の要件を満たさなくなった場合は、その数の常時雇用従業員を速やかに採用すること。

第 5 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

請求者 所在地  
名 称  
代表者氏名 ⑩  
（個人にあつては、住所及び氏名）

奨励金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付の決定のあつた 年度分奨励金について、甲府市産業活性化支援条例施行規則第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

	円
奨励金交付請求額	内 訳
	(1) 固定資産税額奨励金 円
	(2) 水道加入金額奨励金 円
	(3) 賃借料奨励金 円
	(4) 雇用奨励金 円
	(5) 農地整備奨励金 円

添付書類

当該年度分の奨励金交付決定通知書の写し

第 1 1 号様式中「第 1 2 条関係」を「第 1 4 条関係」に、「企業誘致奨励金返還命令書」を「奨励金返還命令書」に、「企業誘致奨励金に」を「奨励金に」に、「甲府市企業誘致条例」を「甲府市産業活性化支援条例」に、「対象工場等」を「対象施設」に、

内訳	円	を
(1) 甲奨励金	円	
(2) 乙奨励金	円	

内訳	円	に改め、同
(1) 固定資産税額奨励金	円	
(2) 水道加入金額奨励金	円	
(3) 賃借料奨励金	円	
(4) 雇用奨励金	円	
(5) 農地整備奨励金	円	

様式を、第 1 2 号様式とする。

第 1 0 号様式中「第 1 1 条関係」を「第 1 3 条関係」に、「企業誘致奨励措置指定取消通知書」を「奨励措置指定取消通知書」に、「企業誘致奨励措置の」を「奨励措置の」に、「甲府市企業誘致条例」を「甲府市産業活性化支援条例」に、「対象工場等」を「対象施設」に改め、同様式を第 1 1 号様式とする。

第 9 号様式中「第 1 0 条関係」を「第 1 2 条関係」に、「企業誘致奨励措置指定企業地位承継承認書」を「奨励措置指定企業地位承継承認書」に、「企業誘致奨励措置指定企業の」を「奨励措置指定企業の」に、「甲府市企業誘致条例」を「甲府市産業活性化支援条例」に、「対象工場等」を「対象施設」に、

(1) 甲奨励金	年度	～	年度	を
----------	----	---	----	---

(2) 乙奨励金	年度
----------	----

」

「

(1) 固定資産税額奨励金	年度	～	年度
(2) 水道加入金額奨励金	年度		
(3) 賃借料奨励金	年度	～	年度
(4) 雇用奨励金	年度		
(5) 農地整備奨励金	年度		

に改め、同

」

様式を第10号様式とする。

第8号様式中「第9条関係」を「第11条関係」に、「企業誘致奨励措置指定企業地位承継届出書」を「奨励措置指定企業地位承継届出書」に、「甲府市企業誘致条例」を「甲府市産業活性化支援条例」に、「対象工場等」を「対象施設」に、「土地及び建物の登記事項証明書」を「土地建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し」に改め、同様式を第9号様式とする。

第7号様式中「第8条関係」を「第10条関係」に、「企業誘致奨励措置事業（廃止・休止・縮小）届出書」を「奨励措置事業（廃止・休止・縮小）届出書」に、「工場等」を「対象施設」に、「甲府市企業誘致条例」を「甲府市産業活性化支援条例」に改め、同様式を第8号様式とする。

第6号様式中「第8条関係」を「第10条関係」に、「企業誘致奨励措置指定申請内容変更届出書」を「奨励措置指定申請内容変更届出書」に、「企業誘致奨励措置指定申請書」を「奨励措置指定申請書」に、「甲府市企業誘致条例」を「甲府市産業活性化支援条例」に改め、同様式を第7号様式とし、同様式の前に次の1様式を加える。



第6号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名 ⑩  
（個人にあつては、住所及び氏名）

状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定のあつた甲府市産業活性化支援条例に基づく奨励金について、同条例第6条第9項の規定により、次のとおり報告します。

1 奨励金の種別

奨励措置指定書の文書番号		
奨励金の種類	対象年度	奨励金交付額
		円
		円
		円

2 担当者連絡先

氏 名	
所 属	
電話番号	
メールアドレス	

添付書類

- 1 常時雇用従業員の名簿
- 2 決算書
- 3 市税の滞納がないことを証する書類
- 4 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

---

# 規程

---

甲府市規程第5号

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程

職員の勤務時間に関する規程（平成元年4月規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「職員」の次に「又は特別の理由があると認める職員」を加える。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

---

# 告示

---

甲府市告示第267号

平成29年6月甲府市議会定例会を平成29年6月8日午後1時、甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市議会議場に招集する。

平成29年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第268号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成29年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 書類名       | 平成28年度固定資産税（土地家屋）第1期督促状<br>平成28年度固定資産税（土地家屋）第3期督促状<br>平成28年度固定資産税（土地家屋）第4期督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり  |
| 3 | 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室収納課  |

地方自治法第243条の3第1項並びに甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第4条第1項の規定により、甲府市一般会計、甲府市国民健康保険事業特別会計、甲府市交通災害共済事業特別会計、甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計、甲府市土地区画整理事業用地先行取得事業特別会計、甲府市介護保険事業特別会計、甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計、甲府市農業集落排水事業特別会計、甲府市簡易水道等事業特別会計、甲府市後期高齢者医療事業特別会計及び甲府市浄化槽事業特別会計の平成28年度下半期の財政状況を別紙のとおり公表する。

平成29年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第270号

地方公営企業法第40条の2の規定並びに甲府市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第4条第1項の規定により、甲府市地方卸売市場事業会計、甲府市病院事業会計、甲府市下水道事業会計及び甲府市水道事業会計の平成28年度下半期の業務の状況を別紙のとおり公表する。

平成29年6月1日

甲府市長 樋口 雄一

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

平成29年6月5日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

開府500年を契機とするVRコンテンツ（甲府城下）開発等業務

2 業務概要

本市の歴史的な節目となる開府500年を迎えるにあたり、誘客促進をはじめ、郷土愛を醸成する学校教育や生涯学習の教材、高齢者等の健康づくりなど、幅広い分野で活用ができるツールとして、300年前（江戸時代【柳沢時代】）の甲府城下などをCG（コンピュータグラフィックス）にて再現し、「こうふ」でなければ実体験することができない新しいコンテンツ（VRコンテンツ）の開発等を行うため、開府500年を契機とするVRコンテンツ開発等業務を委託する。

については、公募型プロポーザル方式により、優れた提案を広く求め、価格評価のみならず、プロポーザル内容等を総合的に判断し、最も優れたプロポーザルを行った事業者を本業務委託の優先交渉権者とする。

3 履行期間

契約締結の日から平成30年3月31日までとする。

4 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本市の物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者であり、業務委託を的確に遂行するに足る能力、当該業務遂行に必要な技術及び、組織、人員体制を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 本業務委託の公告の日から契約締結の日までの期間に、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続等及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続等開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 直近1年間の国税及び地方税に滞納がない者であること。
- (7) 本業務と同等以上のVRコンテンツの開発等の業務に携わった実績を有する者であること。



## 5 手続等

- (1) 開府500年を契機とするVRコンテンツ（甲府城下）開発等業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「公募型プロポーザル実施要領」という。）等の配布

公募型プロポーザル実施要領、仕様書、各種様式等は、甲府市のホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。

- (2) 提出方法等

参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

## 6 連絡先

甲府市企画部企画総室企画課

甲府市丸の内一丁目18番1号

TEL：055-237-5289

FAX：055-220-6938

電子メールアドレス：seisaku@city.kofu.lg.jp

甲府市告示第272号

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成29年6月6日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(建築) 53号		
工事名	貢川小学校給食室増改築（建築主体）工事		
工事場所	甲府市貢川本町8番1号		
工事概要	1	工事内容	構造：鉄骨造 規模：平屋建て 延べ面積 304㎡ 既存建具改修工事、外構工事他
	2	工期	平成30年2月20日まで
	3	予定価格 (税込み)	133,635,960円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 A <u>特定建設業の許可</u>
	3	同種工事施工実績	公共施設等の新築、改築、増築工事等。 ただし、1件の工事請負額が、 6,600万円以上の実績に限る。 元請として平成14年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実 績は、出資比率が20%以上の場合の ものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
	5	近接工事	<u>平成29年5月15日告示（（建築） 16号貢川小学校校舎リニューアル （建築主体）工事）の落札者は、本工</u>

			<u>事の落札者となることはできません。</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型（Ⅰ）
	2	加算点の満点	20
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成29年6月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成29年6月15日
	3	申請書受付開始日	平成29年6月6日
	4	申請書受付締切日	平成29年6月15日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成29年6月21日
	6	設計図書配付開始日	平成29年6月6日
	7	設計図書配付締切日	平成29年6月22日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成29年6月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成29年6月22日
	10	入札日時	平成29年6月29日 午前10時
	11	価格以外の評価点公表日	平成29年7月4日
	12	開札日時	平成29年7月10日 午前10時
	13	落札者決定日	平成29年7月11日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 施工計画書 工事費内訳書
	<u>3</u>	<u>開札時</u>	<u>配置予定技術者の開札時の状況</u>
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成29年6月26日 午後5時まで
	2	回答	平成29年6月27日
価格以外の評価に関する	1	質問	平成29年7月6日まで
	2	回答	平成29年7月7日

る照会		
価格以外の評価を修正した場合	公表	平成29年7月7日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金	免除	
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年6月6日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 19号		
工事名	旧堀田家住宅大規模修繕(電気設備)工事		
工事場所	甲府市大手三丁目3735-1、-2		
工事概要	1	工事内容	<p>構造：(主屋) 木造平屋建て (長屋門) 木造平屋建て (離れ4) 木造平屋建て</p> <p>規模：(主屋) 延床面積 175.74㎡、 (長屋門) 延床面積 95.22㎡、 (離れ4) 延床面積 11.76㎡、</p> <p>用途：地域資料館 電気設備工事 ・電灯設備 ・コンセント設備 ・構内交換設備 ・構内情報設備通信網設備 ・呼出設備 ・構内線路設備 ・撤去工事</p>
	2	工期	平成31年2月28日まで
	3	予定価格 (税込み)	11,315,160円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	<p>公共施設等の電気設備工事。ただし、1件の工事請負額が500万円以上の実績に限る。</p> <p>元請として平成14年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。</p> <p>なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。</p>

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成29年6月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成29年6月15日
	3	申請書受付開始日	平成29年6月6日
	4	申請書受付締切日	平成29年6月15日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成29年6月21日
	6	設計図書配付開始日	平成29年6月6日
	7	設計図書配付締切日	平成29年6月22日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成29年6月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成29年6月22日
	10	入札及び開札日時	平成29年6月29日 午前10時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成29年6月26日 午後5時まで
	2	回答	平成29年6月27日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））		
支払条件	前金払	請求できる	

	中間前金払	請求できる
年度支払限度額	平成29年度	7,920,720円
	平成30年度	残金
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年6月6日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 51号		
工事名	大里小学校校舎リニューアルⅠ期(電気設備)工事		
工事場所	甲府市大里町3785番地2		
工事概要	1	工事内容	⑩-1棟、⑬-1、2棟 鉄筋コンクリート造3階建て 計2,189㎡ 電気設備工事一式 1 普通教室・廊下等改修(10-1棟) 2 トイレ改修(10-1棟) 3 普通教室・廊下等改修(13-1、2棟) 4 トイレ改修(13-1、2棟)
	2	工期	平成29年10月20日まで
	3	予定価格 (税込み)	12,867,120円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。ただし、 1件の工事請負額が600万円以上の 実績に限る。 元請として平成14年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上の 場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成29年6月6日



	2	入札説明書等配付締切日	平成29年6月15日
	3	申請書受付開始日	平成29年6月6日
	4	申請書受付締切日	平成29年6月15日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成29年6月21日
	6	設計図書配付開始日	平成29年6月6日
	7	設計図書配付締切日	平成29年6月22日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成29年6月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成29年6月22日
	10	入札及び開札日時	平成29年6月29日 午前10時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成29年6月26日 午後5時まで
	2	回答	平成29年6月27日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる

問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124
--------	---

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年6月6日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 52号		
工事名	新田小学校校舎リニューアルⅠ期(電気設備)工事		
工事場所	甲府市新田町12番28号		
工事概要	1	工事内容	鉄筋コンクリート造4階建て 計2,408㎡ 電気設備工事 1 動力設備 2 電灯設備 3 放送設備
	2	工期	平成29年10月20日まで
	3	予定価格 (税込み)	10,127,160円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。ただし、 1件の工事請負額が500万円以上の 実績に限る。 元請として平成14年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成29年6月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成29年6月15日

	3	申請書受付開始日	平成29年6月6日
	4	申請書受付締切日	平成29年6月15日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成29年6月21日
	6	設計図書配付開始日	平成29年6月6日
	7	設計図書配付締切日	平成29年6月22日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成29年6月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成29年6月22日
	10	入札及び開札日時	平成29年6月29日 午前11時
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成29年6月26日 午後5時まで
	2	回答	平成29年6月27日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年6月6日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(管) 25号		
工事名	旧堀田家住宅大規模修繕（機械設備）工事		
工事場所	甲府市大手三丁目3735-1、-2		
工事概要	1	工事内容	1) 給水設備工事 一式 2) 給湯設備工事 一式 3) 衛生器具設備工事 一式 4) 排水設備工事 一式 5) ガス設備工事 一式 6) 換気設備工事 一式 7) 空調設備工事 一式 8) 既存撤去工事 一式
	2	工期	平成31年2月28日まで
	3	予定価格 (税込み)	24,994,440円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事。ただし、1件の工事請負額が1,200万円以上の実績に限る。 元請として平成14年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>

日程	1	入札説明書等配付開始日	平成29年6月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成29年6月15日
	3	申請書受付開始日	平成29年6月6日
	4	申請書受付締切日	平成29年6月15日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成29年6月21日
	6	設計図書配付開始日	平成29年6月6日
	7	設計図書配付締切日	平成29年6月22日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成29年6月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成29年6月22日
	10	入札及び開札日時	平成29年6月29日 午前11時10分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成29年6月26日 午後5時まで
	2	回答	平成29年6月27日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
年度支払限度額	平成29年度	14,990,400円	

	平成30年度	残金
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成29年6月6日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(管) 54号		
工事名	貢川小学校給食室増改築（機械設備）工事		
工事場所	甲府市貢川本町8番1号		
工事概要	1	工事内容	構造：鉄骨造 規模：平屋建て 延べ面積 304㎡ 1. 給排水衛生設備 一式 2. 都市ガス設備 一式 3. 冷暖房・換気設備 一式 4. 消臭設備 一式
	2	工期	平成30年2月20日まで
	3	予定価格 (税込み)	39,775,320円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事。ただし、1件の工事請負額が、1,900万円以上の実績に限る。 元請として平成14年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)</u>



	5	近接工事	<u>平成29年5月24日告示（（管）42号貢川小学校校舎リニューアル（機械設備）工事）の落札者は、本工事の落札者となることはできません。</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型 I
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成29年6月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成29年6月15日
	3	申請書受付開始日	平成29年6月6日
	4	申請書受付締切日	平成29年6月15日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成29年6月21日
	6	設計図書配付開始日	平成29年6月6日
	7	設計図書配付締切日	平成29年6月22日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成29年6月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成29年6月22日
	10	入札日時	平成29年6月29日 午前10時10分
	11	価格以外の評価点公表日	平成29年7月4日
	12	開札日時	平成29年7月10日 午前10時10分
	13	落札者決定日	平成29年7月11日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	<u>3</u>	<u>開札時</u>	<u>配置予定技術者の開札時の状況</u>
入札参加資格に対する	1	質問	平成29年6月26日 午後5時まで

説明	2	回答	平成29年6月27日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成29年7月6日まで
	2	回答	平成29年7月7日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成29年7月7日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））	
支払条件		前金払	請求できる
		中間前金払	請求できる
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年6月6日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 56号		
工事名	市道舗装工事(29-2)		
工事場所	甲府市中町地内 外		
工事概要	1	工事内容	施工延長 L = 480.5m 舗装工 A = 3150.0m <sup>2</sup> 付帯工 一式
	2	工期	平成29年9月29日まで
	3	予定価格 (税込み)	16,718,400円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値(P)650点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 元請として平成14年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成29年6月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成29年6月15日
	3	申請書受付開始日	平成29年6月6日

	4	申請書受付締切日	平成29年6月15日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成29年6月21日
	6	設計図書配付開始日	平成29年6月6日
	7	設計図書配付締切日	平成29年6月22日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成29年6月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成29年6月22日
	10	入札及び開札日時	平成29年6月29日 午前11時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成29年6月26日 午後5時まで
	2	回答	平成29年6月27日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市告示第279号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成29年6月7日

甲府市長 樋口雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間  
告示の日から2週間

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込及び企画提案を募集する。

平成29年6月7日

甲府市長 樋口 雄一

1 業務名

ごみ分別アプリ（仮称）作成等業務委託

2 業務概要

市民がごみの分別方法、収集日を容易に把握できるようにすることにより、更なるごみの減量及び資源の有効活用を実現するため、ごみ分別アプリ（仮称）を作成、保守、運用し、市民の利用に供するものである。

市民向けのアプリとして、甲府市に特化した内容が求められることから、優れた操作性や、デザイン力の要素も含めた企画提案を募集し、一定の基準で評価・選考する公募型プロポーザルを実施する。

3 履行期間

契約締結日から平成30年3月31日（土）までとする。

4 参加資格条件

本手続きに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかにも該当しないこと。
- (2) 会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き等及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き等開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 本市の指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 市税の滞納がない者であること。
- (5) 本人（法人にあってはその役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

5 手続き等

- (1) ごみ分別アプリ（仮称）作成等業務公募型プロポーザル実施要領（以下「公募型プロポーザル実施要領」という。）等の配布。公募型プロポーザル実施要領、仕様書及び各種様式等は、甲府市ホームページにて公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加申込書の提出方法、提出期限及び提出先については、公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

6 連絡先

甲府市環境部廃棄物対策室減量課（担当：長田、望月）

〒400-0831 甲府市上町601-4  
電話 055-241-4327  
FAX 055-241-6190  
E-mail [gomigen@city.kofu.lg.jp](mailto:gomigen@city.kofu.lg.jp)

## 公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第95条及び同法第99条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告する。

平成29年6月8日

甲府市長 樋口 雄一

公 売 財 産		
公 売 保 証 金	別紙「公売財産、公売保証金及び見積価額」のとおり	
見 積 価 額		
公 売 方 法	入 札	
公 売 日 時	入札	平成29年7月11日(火) 午後1時30分から午後2時00分まで
	開札	平成29年7月11日(火) 午後2時01分
公 売 場 所	山梨県笛吹市石和町広瀬785番地 東八代合同庁舎 3階大会議室	
売却決定の日時	平成29年7月18日(火) 午前10時00分	
売却決定の場所	山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号 甲府市市民部収納管理室滞納整理課	
買受代金納期限	平成29年7月18日(火) 午後3時00分	
買受人についての資格その他の要件	この公売公告に違反した者、または国税徴収法第92条の規定に該当する者、及び同法第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買受けることができません。	
そ の 他	別紙「その他の事項」のとおり	
配当を受ける者の権利の申出について	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権または留置権等を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を市長あてに申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、甲府市市民部収納管理室滞納整理課に用意してあります。	



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年6月8日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市古上条町字楚婦193番16の一部、206番1、206番4から206番7まで、210番1、210番3から210番8まで、214番3及び214番4

以上15筆及び道

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市国母八丁目31番8号  
有限会社北宝エステート  
代表取締役 寶福 由秀

甲府市告示第283号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年6月9日

甲府市長 樋口 雄一

- |             |                  |          |
|-------------|------------------|----------|
| 1 書類名       | 差押調書謄本           | 市民発第706号 |
| 2 送達を受けるべき者 | （省略）             |          |
| 3 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |          |

甲府市告示第284号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成29年6月12日

甲府市長 樋口 雄一

- |             |                    |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名       | 国民健康保険料過誤納金還付充当通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり             |
| 3 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室収納課     |

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示をする。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成29年6月12日

甲府市長 樋口雄一

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 書類名       | 平成26年度国民健康保険料第9期分督促状<br>平成28年度国民健康保険料第5期分督促状<br>平成28年度国民健康保険料第6期分督促状<br>平成28年度国民健康保険料第7期分督促状<br>平成28年度国民健康保険料第8期分督促状<br>平成28年度国民健康保険料過年11期分督促状<br>平成28年度国民健康保険料第9期分督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり   |
| 3 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室収納課   |

甲府市告示第286号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成29年6月13日

甲府市長 樋口 雄一

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 書類名       | 平成26年度甲府市国民健康保険料納入通知書<br>兼決定通知書<br>平成29年度甲府市国民健康保険料納入通知書<br>兼変更通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり   |
| 3 保管場所      | 甲府市役所市民部市民総室国民健康保険課  |

甲府市告示第287号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の25の規定による指定介護予防訪問介護相当サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第10の規定により公示する。

平成29年6月13日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                         |
|---|-----------|-------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970801088              |
| 2 | 事業所の名称    | 訪問介護 鈴の音                |
| 3 | 事業所の所在地   | 中巨摩郡昭和町河西103            |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 有限会社 鈴の音<br>代表取締役 深澤 孝枝 |
| 5 | サービスの種類   | 介護予防訪問介護相当サービス          |
| 6 | 廃止年月日     | 平成29年6月1日               |

甲府市告示第288号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成29年6月13日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                        |
|---|-----------|------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970800809             |
| 2 | 事業所の名称    | グループホームだんらん            |
| 3 | 事業所の所在地   | 中央市乙黒247-1             |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 医療法人 正寿会<br>理事長 大久保 幹夫 |
| 5 | サービスの種類   | （介護予防）認知症対応型共同生活介護     |
| 6 | 廃止年月日     | 平成29年5月31日             |

甲府市告示第289号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成29年6月13日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1991800010
2	事業所の名称	介護付有料老人ホーム リブス笛吹
3	事業所の所在地	笛吹市御坂町成田2477-1
4	当該事業所の申請者	有限会社 本陣 代表取締役 眞 敏昭
5	サービスの種類	地域密着型特定施設入居者生活介護
6	廃止年月日	平成28年3月16日



甲府市告示第290号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成29年6月13日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1970800221
2	事業所の名称	グループホーム敷島荘
3	事業所の所在地	甲斐市大久保1351
4	当該事業所の申請者	社会福祉法人 清長会 理事長 小田切 正貴
5	サービスの種類	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
6	廃止年月日	平成28年9月12日

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年6月15日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第400号            |
| (2) 業務名称   | 城南中学校通学橋 橋梁点検業務委託       |
| (3) 履行期間   | 契約締結日の翌日から平成29年10月31日まで |
| (4) 履行場所   | 仕様書等による                 |
| (5) 業務内容   | 仕様書等による                 |
| (6) 予定価格   | 公表しない                   |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                    |

2 入札参加資格

甲府市における入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に認定を受けている本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 国又は地方公共団体等が行う道路橋の点検業務を受託し、山梨県橋梁点検要領（平成23年4月）に従い本委託業務と同様の点検業務を履行した実績を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成29年6月15日(木)～平成29年6月23日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時00分～午後5時00分  
平成29年6月23日(金)については、午後3時00分まで
- (2) 配付場所 甲府市建設部建設総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5797
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成29年6月15日(木)～平成29年6月23日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時00分～午後5時00分  
平成29年6月23日(金)については、午後3時00分まで
- イ 場所 甲府市建設部建設総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階  
電話055-237-5797
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成29年7月10日(月) 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎7階 会議室7-1  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に  
国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする  
契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約  
を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第292号

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第11条第2項、第3項及び第12条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成25年9月規則第28号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年6月15日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所  
甲府駅北口信号北東
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等  
別紙のとおり
- 3 保管した日  
平成29年5月15日
- 4 返還の申出場所  
市民部市民協働室消費生活課  
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所  
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物  
住所・氏名を確認できるもの・自転車等の鍵  
撤去保管料（自転車1,000円・原動機付自転車2,000円）

甲府市告示第293号

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第11条第2項、第3項及び第12条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成25年9月規則第28号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年6月15日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所  
山交北側歩道  
甲府駅南口郵便局前
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等  
別紙のとおり
- 3 保管した日  
平成29年5月22日
- 4 返還の申出場所  
市民部市民協働室消費生活課  
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所  
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物  
住所・氏名を確認できるもの・自転車等の鍵  
撤去保管料（自転車1, 000円・原動機付自転車2, 000円）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年6月15日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市大里町字南耕地3647番1から3647番6まで、3648番1及び3648番3から3648番5まで  
以上10筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市大里町3677番地  
降矢 きよ子

甲府市告示第295号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第49条第1項の規定により、平成29年6月9日から特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任したので同条第3項の規定により告示する。

なお、本市に設置されている執行機関から同機構への同事務の委任も含む。

平成29年6月15日

甲府市長 樋口 雄一



甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年6月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                          |
|------------|--------------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第411号             |
| (2) 業務名称   | 南庁舎樹木整枝剪定業務委託            |
| (3) 履行期間   | 平成29年7月14日から平成30年2月28日まで |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                   |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                   |
| (6) 予定価格   | 公表しない                    |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                     |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「種苗・造園」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成29年6月16日（金）～平成29年6月27日（火）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部総務総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階  
電話055-237-5066
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成29年6月16日(金)～平成29年6月27日(火)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部総務総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階  
電話055-237-5066

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年7月14日(金) 午後1時30分

(2) 場 所 甲府市役所入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎6階

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2入札参加資格に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書及び甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年6月16日

甲府市長 樋口雄一

1 入札対象業務

- |            |                          |
|------------|--------------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第412号             |
| (2) 業務名称   | 平成29年度本庁舎空調・衛生設備保守点検業務委託 |
| (3) 履行期間   | 平成29年7月14日から平成30年3月9日まで  |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                   |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                   |
| (6) 予定価格   | 公表しない                    |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                     |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「調理機器」及び「建物管理」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成29年6月16日（金）～平成29年6月27日（火）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部総務総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階  
電話055-237-5066
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成29年6月16日(金)～平成29年6月27日(火)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部総務総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階  
電話055-237-5066

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年7月14日(金) 午後2時00分

(2) 場 所 甲府市役所入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎6階

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2入札参加資格に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書及び甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年6月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第414号            |
| (2) 業務名称   | 平成29年度本庁舎ガス空調機保守点検業務委託  |
| (3) 履行期間   | 平成29年7月14日から平成30年3月9日まで |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                  |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                  |
| (6) 予定価格   | 公表しない                   |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                    |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「調理機器」及び「建物管理」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成29年6月16日（金）～平成29年6月27日（火）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部総務総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階  
電話055-237-5066
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成29年6月16日(金)～平成29年6月27日(火)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部総務総室総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階  
電話055-237-5066

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年7月14日(金) 午後2時30分

(2) 場 所 甲府市役所入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎6階

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2入札参加資格に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする



契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書及び甲府市契約規則による。

甲府市告示第299号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成29年6月19日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                                    |
|---|-----------|------------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970200125                         |
| 2 | 事業所の名称    | 愛の家グループホーム山梨小原西                    |
| 3 | 事業所の所在地   | 山梨市小原西641-7                        |
| 4 | 当該事業所の申請者 | メディカル・ケア・サービス株式会社<br>代表取締役社長 山本 教雄 |
| 5 | サービスの種類   | (介護予防) 認知症対応型共同生活介護                |
| 6 | 廃止年月日     | 平成22年4月30日                         |

甲府市告示第300号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに甲府市に意見書を提出することができる。

平成29年6月19日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |                     |   |
|---|---------------------|---|
| 1 | 都市計画の種類             | 甲府都市計画公園 3・3・4号羽黒公園、<br>4・4・1号北西公園の変更（廃止）                                       |
| 2 | 都市計画の変更に<br>係る土地の区域 | 縦覧に供する図書に明示する部分   |
| 3 | 縦覧場所                | 甲府市 建設部 まち開発室 都市計画課<br>甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市役所本庁舎7階                                 |
| 4 | 縦覧期間                | 平成29年6月19日から<br>平成29年7月3日まで<br>ただし縦覧場所の開所時間は、土・日曜日を除く<br>午前8時30分から午後5時15分までとする。 |
| 5 | 意見書の提出先             | 甲府市 建設部 まち開発室 都市計画課   |
| 6 | 意見書の提出方法            | 直接持参又は郵送  |
| 7 | 意見書の提出期限            | 平成29年7月3日 午後5時15分   |
| 8 | 都市計画案の概要            | 案の概要については省略し、甲府市建設部まち開発室<br>都市計画課において縦覧に供する。                                    |

甲府市告示第301号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更案について、縦覧期間満了の日までに甲府市に意見書を提出することができる。

平成29年6月19日

甲府市長 樋口 雄一

- |                   |   |
|-------------------|---|
| 1 都市計画の種類         | 甲府都市計画施設甲府市ごみ処理施設の変更（廃止）  |
| 2 都市計画の変更に係る土地の区域 | 縦覧に供する図書に明示する部分   |
| 3 縦覧場所            | 甲府市 建設部 まち開発室 都市計画課<br>甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市役所本庁舎7階                                 |
| 4 縦覧期間            | 平成29年6月19日から<br>平成29年7月3日まで<br>ただし縦覧場所の開所時間は、土・日曜日を除く<br>午前8時30分から午後5時15分までとする。 |
| 5 意見書の提出先         | 甲府市 建設部 まち開発室 都市計画課   |
| 6 意見書の提出方法        | 直接持参又は郵送  |
| 7 意見書の提出期限        | 平成29年7月3日 午後5時15分   |
| 8 都市計画案の概要        | 案の概要については省略し、甲府市建設部まち開発室<br>都市計画課において縦覧に供する。                                    |

甲府市告示第302号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定するにあたり、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案の図書を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに甲府市に意見書を提出することができる。

平成29年6月19日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |               |  |
|---|---------------|--|
| 1 | 都市計画の種類       | 甲府都市計画地区計画<br>機械金属工業団地（2）地区地区計画  |
| 2 | 都市計画を定める土地の区域 | 縦覧に供する図書に明示する部分  |
| 3 | 縦覧場所          | 甲府市 建設部 まち開発室 都市計画課<br>甲府市丸の内一丁目18番1号甲府市役所本庁舎7階                                    |
| 4 | 縦覧期間          | 平成29年 6月19日から<br>平成29年 7月 3日まで<br>ただし縦覧場所の開所時間は、土・日曜日を除く<br>午前8時30分から午後5時15分までとする。 |
| 5 | 意見書の提出先       | 甲府市 建設部 まち開発室 都市計画課  |
| 6 | 意見書の提出方法      | 直接持参又は郵送   |
| 7 | 意見書の提出期限      | 平成29年7月3日 午後5時15分  |
| 8 | 都市計画案の概要      | 案の概要については省略し、甲府市建設部まち開発室<br>都市計画課において縦覧に供する。                                       |

甲府市告示第303号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成29年6月19日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

平成29年6月16日付け甲府市告示第297号の内容に係る訂正について、次のとおり告示する。

平成29年6月20日

甲府市長 樋口 雄一

記

訂正する内容

甲府市告示第297号の業務名称「平成29年度本庁舎空調・衛生設備保守点検業務委託」に係る一般競争入札の告示を次のとおり訂正する。

【訂正前】

2 入札参加資格

(2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「調理機器」及び「建物管理」で登録されている者であること。

【訂正後】

2 入札参加資格

(2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「調理機器」又は「建物管理」で登録されている者であること。

平成29年6月16日付け甲府市告示第298号の内容に係る訂正について、次のとおり告示する。

平成29年6月20日

甲府市長 樋口 雄一

記

訂正する内容

甲府市告示第298号の業務名称「平成29年度本庁舎ガス空調機保守点検業務委託」に係る一般競争入札の告示を次のとおり訂正する。

【訂正前】

2 入札参加資格

(2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「調理機器」及び「建物管理」で登録されている者であること。

【訂正後】

2 入札参加資格

(2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「調理機器」又は「建物管理」で登録されている者であること。



甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年6月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- |                |              |
|----------------|--------------|
| (1) 入札番号       | 第780号        |
| (2) 物件名        | 玉諸小学校家庭科室調理台 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による     |
| (4) 納入期限       | 入札説明書による     |
| (5) 納入場所       | 入札説明書による     |
| (6) 予定価格       | 公表しない        |
| (7) 最低制限価格     | 設けない         |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「事務用品」又は「家具」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成29年6月20日（火）～平成29年7月3日（月）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成29年6月20日(火)～平成29年7月3日(月)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年7月14日(金) 午前11時20分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年6月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- |                |              |
|----------------|--------------|
| (1) 入札番号       | 第779号        |
| (2) 物件名        | 湯田小学校家庭科室調理台 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による     |
| (4) 納入期限       | 入札説明書による     |
| (5) 納入場所       | 入札説明書による     |
| (6) 予定価格       | 公表しない        |
| (7) 最低制限価格     | 設けない         |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「事務用品」又は「家具」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成29年6月20日（火）～平成29年7月3日（月）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成29年6月20日(火)～平成29年7月3日(月)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年7月14日(金) 午前11時10分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年6月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 入札番号       | 第778号      |
| (2) 物件名        | 西中学校理科室実験台 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による   |
| (4) 納入期限       | 入札説明書による   |
| (5) 納入場所       | 入札説明書による   |
| (6) 予定価格       | 公表しない      |
| (7) 最低制限価格     | 設けない       |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「事務用品」又は「家具」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成29年6月20日（火）～平成29年7月3日（月）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成29年6月20日(火)～平成29年7月3日(月)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年7月14日(金) 午前11時

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする



契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市環境保全条例（平成22年条例第25号）第18条第1項の規定により路上喫煙禁止区域を指定したので、同条例第18条第3項の規定により告示する。

平成29年6月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 路上喫煙禁止区域の名称

甲府駅周辺

2 路上喫煙禁止区域の範囲

(1) 甲府駅南口（丸の内1丁目・2丁目、中央2丁目の一部）

道路

- ・一般県道中下条甲府線の一部
- ・甲府市道舞鶴公園北通り線の一部
- ・甲府市道紅梅北通り線の一部
- ・主要地方道甲府韮崎線の一部

施設

- ・甲府駅南口駅前広場
- ・信玄公像広場
- ・送迎駐車場
- ・甲府駅南口第1自転車駐車場
- ・甲府駅南口第2自転車駐車場
- ・舞鶴城公園

(2) 甲府駅北口（丸の内1丁目、北口1丁目・2丁目、朝日1丁目の一部）

道路

- ・甲府市道北口駅前広場線の全線
- ・甲府市道水門日向線の一部
- ・甲府市道富士見中線の一部
- ・甲府市甲府駅周辺土地区画整理2号線の一部
- ・甲府市甲府駅周辺土地区画整理3号線の全線
- ・甲府市甲府駅周辺土地区画整理5号線の一部
- ・甲府市甲府駅周辺土地区画整理6号線の一部
- ・甲府市甲府駅周辺土地区画整理7号線の全線
- ・甲府市甲府駅周辺土地区画整理9号線の全線
- ・甲府市甲府駅周辺土地区画整理10号線の一部
- ・甲府市甲府駅周辺土地区画整理24号線の全線

施設

- ・甲府駅北口駅前広場
- ・甲府駅北口多目的広場（藤村記念館・公衆便所を含む）

- ・ 甲府市歴史公園
  - ・ 甲府市歴史公園駐車場
  - ・ 甲府駅北口第1駐車場
  - ・ 甲府駅北口第2駐車場
  - ・ 甲府駅北口第1自転車駐車場
  - ・ 甲府駅北口第2自転車駐車場
- (3) 甲府駅南口・北口共通  
道路
- ・ 主要地方道甲府山梨線の一部  
(舞鶴陸橋及び甲府市道舞鶴公園北通り線に降下する部分を含む)
- 3 路上喫煙禁止区域指定期日  
平成29年8月9日

甲府市告示第310号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成29年6月20日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

甲府市告示第311号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年6月20日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                  |           |
|---|-----------|------------------|-----------|
| 1 | 書類名       | 充当通知書            | 市民発第1004号 |
|   |           | 配当計算書            | 市民発第1005号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略)             |           |
| 3 | 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |           |

甲府市告示第312号

地方自治法第219条第2項の規定により、平成29年6月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成29年6月21日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 平成29年度甲府市一般会計補正予算（第1号）  
平成29年6月21日 原案可決

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年6月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 58号		
工事名	道路改良工事(市道 塔岩沢山宮線)		
工事場所	甲府市平瀬町地内		
工事概要	1	工事内容	施工延長 L = 193.2 m (水道道含) 計画幅員(市道) W = 5.0 m 場所打擁壁工(小型擁壁) L = 26.2 m 石・ブロック積工(路側ブロック積擁壁) L = 46.3 m 側溝工(自由勾配側溝) L = 12.7 m 集水柵工 N = 1箇所 付帯工 1式 アスファルト舗装工(下層路盤工) A = 292.0 m <sup>2</sup> アスファルト舗装工(上層路盤工) A = 292.0 m <sup>2</sup> アスファルト舗装工(表層工) A = 292.0 m <sup>2</sup> コンクリート舗装工(路盤工) A = 539.0 m <sup>2</sup> コンクリート舗装工(表層工) A = 539.0 m <sup>2</sup> 路側防護柵工(ガードレール) L = 26.0 m
	2	工期	平成29年12月22日まで
	3	予定価格 (税込み)	20,001,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資	1	本店所在地	甲府市内

格	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	道路工事等。ただし、1件の工事請負額が1,000万円以上の実績に限る。 元請として平成14年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成29年6月21日
	2	入札説明書等配付締切日	平成29年6月30日
	3	申請書受付開始日	平成29年6月21日
	4	申請書受付締切日	平成29年6月30日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成29年7月6日
	6	設計図書配付開始日	平成29年6月21日
	7	設計図書配付締切日	平成29年7月7日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成29年6月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成29年7月7日
	10	入札及び開札日時	平成29年7月18日 午前9時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成29年7月12日 午後5時まで
	2	回答	平成29年7月13日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		



入札保証金	免除	
契約保証金	<p>契約金額の10/100 納付  ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市総務部契約管財室契約課  〒400-8585  甲府市丸の内一丁目18番1号  電話055-237-5124</p>	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成29年6月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(電気) 83号		
工事名	甲府市環境センター管理棟他改修(電気設備)工事		
工事場所	甲府市上町601番地4		
工事概要	1	工事内容	1. 構内配電線路工事 2. 受変電設備工事 3. 幹線設備工事 4. 動力設備工事 5. 電灯コンセント設備工事 6. 構内交換設備工事 7. 拡声設備工事 8. トイレ呼出設備工事 9. 電気時計設備工事 10. 火災報知設備工事 11. 網戸設置工事
	2	工期	平成30年2月28日まで
	3	予定価格 (税込み)	61,256,520円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。ただし、1件の工事請負額が、3,000万円以上の実績に限る。 元請として平成14年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実

			績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型(Ⅱ)
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成29年6月21日
	2	入札説明書等配付締切日	平成29年6月30日
	3	申請書受付開始日	平成29年6月21日
	4	申請書受付締切日	平成29年6月30日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成29年7月6日
	6	設計図書配付開始日	平成29年6月21日
	7	設計図書配付締切日	平成29年7月7日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成29年6月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成29年7月7日
	10	入札日時	平成29年7月18日 午前9時
	11	価格以外の評価点公表日	平成29年7月21日
	12	開札日時	平成29年7月27日 午前9時
	13	落札者決定日	平成29年7月28日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	<u>3</u>	<u>開札時</u>	<u>配置予定技術者の開札時の状況</u>
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成29年7月12日 午後5時まで
	2	回答	平成29年7月13日

価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成29年7月25日まで
	2	回答	平成29年7月26日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成29年7月26日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））		
支払条件	前金払		請求できる
	中間前金払		請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
	部分払		請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年6月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(電気) 84号		
工事名	貢川小学校給食室増改築(電気設備)工事		
工事場所	甲府市貢川本町8番1号		
工事概要	1	工事内容	構造：鉄骨造、平屋建て 規模：延べ面積 304㎡ 1. 幹線設備工事 2. 動力設備工事 3. 電灯コンセント設備工事 4. 電話設備工事 5. 拡声設備工事 6. テレビ共同受信設備工事 7. インターホン設備工事 8. ガス漏れ、自動火災報知設備工事 9. 機械警備配管設備工事
	2	工期	平成30年2月20日まで
	3	予定価格 (税込み)	15,311,160円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	不適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	電気 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の電気設備工事。ただし、1件の工事請負額が700万円以上の実績に限る。 元請として平成14年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)</u>
	5	近接工事	<u>平成29年4月21日告示（（電気）1号貢川小学校受変電設備改修工事）の落札者は、本工事の入札に参加することはできません。</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成29年6月21日
	2	入札説明書等配付締切日	平成29年6月30日
	3	申請書受付開始日	平成29年6月21日
	4	申請書受付締切日	平成29年6月30日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成29年7月6日
	6	設計図書配付開始日	平成29年6月21日
	7	設計図書配付締切日	平成29年7月7日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成29年6月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成29年7月7日
	10	入札及び開札日時	平成29年7月18日 午前9時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成29年7月12日 午後5時まで
	2	回答	平成29年7月13日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		

低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

平成29年6月21日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(管) 69号		
工事名	甲府市環境センター管理棟設備他改修（機械設備）工事		
工事場所	甲府市上町601番地4		
工事概要	1	工事内容	1. 屋外給水設備工事 2. 屋内給水設備工事 3. 屋外排水設備工事 4. 屋内排水設備工事 5. 給湯設備工事 6. 衛生器具設備工事 7. ガス設備工事 8. 冷暖房設備工事 9. 換気設備工事 10. 撤去工事 11. 設備付帯工事
	2	工期	平成30年2月28日まで
	3	予定価格 (税込み)	149,320,800円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	管 A <u>特定建設業の許可</u>
	3	同種工事施工実績	公共施設等の機械設備工事。ただし、1件の工事請負額が、7,400万円以上の実績に限る。 元請として平成14年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実



			績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)</u>
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	簡易型（I）
	2	加算点の満点	20
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成29年6月21日
	2	入札説明書等配付締切日	平成29年6月30日
	3	申請書受付開始日	平成29年6月21日
	4	申請書受付締切日	平成29年6月30日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成29年7月6日
	6	設計図書配付開始日	平成29年6月21日
	7	設計図書配付締切日	平成29年7月7日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成29年6月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成29年7月7日
	10	入札日時	平成29年7月18日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	平成29年7月21日
	12	開札日時	平成29年7月27日 午前9時10分
	13	落札者決定日	平成29年7月28日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 施工計画書 工事費内訳書
	<u>3</u>	<u>開札時</u>	<u>配置予定技術者の開札時の状況</u>
入札参加資格に対する	1	質問	平成29年7月12日 午後5時まで

説明	2	回答	平成29年7月13日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	平成29年7月25日まで
	2	回答	平成29年7月26日
価格以外の評価を修正した場合		公表	平成29年7月26日
入札の無効		入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札	
入札保証金		免除	
契約保証金		契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。	
低入札価格調査制度		適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））	
支払条件		前金払	請求できる
		中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）
		部分払	請求できる
問い合わせ先		甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年6月21日

甲府市長 樋口雄一

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(舗装) 75号		
工事名	農道舗装工事 (H29-1)		
工事場所	甲府市下今井町地内		
工事概要	1	工事内容	アスファルト舗装工 A=2,690.0㎡ 区画線工 1式 構造物撤去工 1式
	2	工期	平成29年10月2日まで
	3	予定価格 (税込み)	14,061,600円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合 評定値(P)650点以上
	3	同種工事施工実績	舗装工事等。 元請として平成14年4月1日以降に 完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員として の実績は、出資比率が20%以上の 場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成29年6月21日
	2	入札説明書等配付締切日	平成29年6月30日
	3	申請書受付開始日	平成29年6月21日

	4	申請書受付締切日	平成29年6月30日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成29年7月6日
	6	設計図書配付開始日	平成29年6月21日
	7	設計図書配付締切日	平成29年7月7日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成29年6月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成29年7月7日
	10	入札及び開札日時	平成29年7月18日 午前9時50分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成29年7月12日 午後5時まで
	2	回答	平成29年7月13日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年6月22日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| (1) 入札番号       | 第641号               |
| (2) 物件名        | 貢川小学校給食室備品パススルー冷蔵庫他 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による            |
| (4) 納入期限       | 入札説明書による            |
| (5) 納入場所       | 入札説明書による            |
| (6) 予定価格       | 公表しない               |
| (7) 最低制限価格     | 設けない                |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「調理機器」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成29年6月22日（木）～平成29年7月6日（木）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成29年6月22日(木)～平成29年7月6日(木)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年7月21日(金) 午後1時30分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年6月22日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| (1) 入札番号       | 第642号             |
| (2) 物件名        | 貢川小学校給食室備品靴消毒保管庫他 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による          |
| (4) 納入期限       | 入札説明書による          |
| (5) 納入場所       | 入札説明書による          |
| (6) 予定価格       | 公表しない             |
| (7) 最低制限価格     | 設けない              |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「調理機器」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成29年6月22日（木）～平成29年7月6日（木）



(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成29年6月22日(木)～平成29年7月6日(木)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年7月21日(金) 午後1時40分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年6月22日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- |                |                      |
|----------------|----------------------|
| (1) 入札番号       | 第643号                |
| (2) 物件名        | 貢川小学校給食室備品移動台（ドライ用）他 |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による             |
| (4) 納入期限       | 入札説明書による             |
| (5) 納入場所       | 入札説明書による             |
| (6) 予定価格       | 公表しない                |
| (7) 最低制限価格     | 設けない                 |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 甲府市の物品供給競争入札参加資格の認定において、第1希望の業種が「調理機器」で登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。
- (9) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成29年6月22日（木）～平成29年7月6日（木）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成29年6月22日(木)～平成29年7月6日(木)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年7月21日(金) 午後1時50分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年6月22日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物品

- |                |              |
|----------------|--------------|
| (1) 入札番号       | 第753号        |
| (2) 物件名        | 非常用備蓄食糧（乾燥米） |
| (3) 品質・規格・数量など | 入札説明書による     |
| (4) 納入期限       | 入札説明書による     |
| (5) 納入場所       | 入札説明書による     |
| (6) 予定価格       | 公表しない        |
| (7) 最低制限価格     | 設けない         |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。
- (8) 当該物品供給について、納入が可能であることを証明できる者であること。

3 入札説明書、仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成29年6月22日（木）～平成29年7月6日（木）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
  - ア 期間 平成29年6月22日（木）～平成29年7月6日（木）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時～午後5時
  - イ 場所 甲府市総務部契約管財室契約課  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
電話055-237-5194

#### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成29年7月21日（金） 午後2時
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎6階入札室1  
甲府市丸の内一丁目18番1号  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

#### 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

#### 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 8 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付  
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要

- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。



甲府市告示第322号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律 第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |      |  |
|---|------|--|
| 1 | 書類名  | 差押調書謄本                                 |
| 2 | 発送日  | 別紙のとおり                                 |
| 3 | 返戻日  | 別紙のとおり                                 |
| 4 | 通知者  | 別紙のとおり（3件）                             |
| 5 | 保管場所 | 甲府市丸の内一丁目18番1号<br>甲府市 市民部 市民総室 国民健康保険課 |

甲府市告示第323号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年6月23日

甲府市長 樋口雄一

1 名称 和田町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	山 寄 久仁夫	窪 田 久
代表者 住 所	甲府市西田町2番地68	甲府市和田町762番地2

3 変更年月日 平成29年3月19日

甲府市告示第324号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 高畑一丁目飯豊自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	萩 原 真 人	土 屋 勇 三
代表者 住 所	甲府市高畑一丁目6番14号	甲府市高畑一丁目9番13号

3 変更年月日 平成29年4月1日

甲府市告示第325号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年6月23日

甲府市長 樋口雄一

1 名称 小松町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏名	村田英世	堀井昇
代表者 住所	甲府市小松町353番地3	甲府市小松町408番地

3 変更年月日 平成29年4月1日

甲府市告示第326号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 西下条自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	伊 藤 光 三	吉 岡 重 文
代表者 住 所	甲府市西下条町810番地1	甲府市西下条町420番地1

3 変更年月日 平成29年3月25日

甲府市告示第327号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 東下条町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	窪 田 良 平	蔦 木 和 人
代表者 住 所	甲府市東下条町47番地	甲府市東下条町65番地7

3 変更年月日 平成29年4月1日

甲府市告示第328号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 和田平自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	前 嶋 徳 男	清 水 光 明
代表者 住 所	甲府市城東三丁目1番14号	甲府市城東三丁目11番13号

3 変更年月日 平成29年3月30日

甲府市告示第329号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 朝気一丁目自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	山 本 秀 樹	雨 宮 久
代表者 住 所	甲府市朝気一丁目8番19号	甲府市朝気一丁目1番12号

3 変更年月日 平成29年4月21日



甲府市告示第330号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 西田町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	窪 島 正 己	塩 谷 元 由
代表者 住 所	甲府市西田町3番7号	甲府市西田町2番35号

3 変更年月日 平成29年4月2日

甲府市告示第331号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 古上条自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	窪 田 克 一	武 井 今朝夫
代表者 住 所	甲府市古上条町255番地4	甲府市古上条町398番地8

3 変更年月日 平成29年4月9日

甲府市告示第332号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年6月23日

甲府市長 樋口雄一

1 名称 中町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	久保嶋 徹	三浦 三千男
代表者 住 所	甲府市中町436番地	甲府市中町1番地3

3 変更年月日 平成29年4月1日

甲府市告示第333号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 上今井町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	市 村 辰 彰	青 木 千 昌
代表者 住 所	甲府市上今井町2306番地	甲府市上今井町2573番地

3 変更年月日 平成29年4月29日

甲府市告示第334号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年6月23日

甲府市長 樋口雄一

1 名称 白木町自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	赤 澤 洋 夫	保 坂 芳 勝
代表者 住 所	甲府市朝日四丁目6番12号	甲府市朝日五丁目7番26号

3 変更年月日 平成29年3月28日

甲府市告示第335号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 山宮ハイタウン自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏名	雨宮英人	前田博幸
代表者 住所	甲府市山宮町 3371番地505	甲府市山宮町 3371番地430

3 変更年月日 平成29年5月14日

甲府市告示第336号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年6月23日

甲府市長 樋口雄一

1 名称 新青沼自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変更後	変更前
代表者 氏名	蔵田 賀 節	浅川 英 機
代表者 住所	甲府市丸の内2丁目10番12	甲府市丸の内2丁目9番7

3 変更年月日 平成29年5月27日

甲府市告示第337号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年6月23日

甲府市長 樋口 雄一

1 名称 下石田東部自治会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

	変 更 後	変 更 前
代表者 氏 名	山 崎 登	大 間 勲
代表者 住 所	甲府市国母一丁目8番1号	甲府市古国母二丁目2番12号

3 変更年月日 平成29年4月22日



都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。なお、公聴会に出席して意見を述べようとするものは、書面により意見書を提出しなければならない。

平成29年6月26日

甲府市長 樋口 雄一

1. 聴こうとする案件  
甲府都市計画施設市場の変更案について
2. 開催日時及び場所  
平成29年7月24日（月）午後7時  
甲府地方卸売市場 2階 会議室
3. 縦覧場所  
甲府市 建設部 まち開発室 都市計画課  
甲府市丸の内1丁目18-1
4. 縦覧期間  
平成29年6月26日（月）から  
平成29年7月10日（月）まで  
但し、縦覧場所の開所時間は、土・日曜日を除く通常勤務時間（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。
5. 意見書の提出先  
甲府市 建設部 まち開発室 都市計画課  
甲府市丸の内1丁目18-1
6. 意見書の提出方法  
直接持参又は郵送すること。
7. 意見書の提出期限  
平成29年7月10日（月）午後5時15分
8. 都市計画の案の概要  
案の概要については省略し、甲府市建設部まち開発室都市計画課において縦覧に供する
9. その他必要な事項  
意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。なお、公聴会に出席して意見を述べようとするものは、書面により意見書を提出しなければならない。

平成29年6月26日

甲府市長 樋口 雄一

1. 聴こうとする案件  
甲府都市計画用途地域の変更案について
2. 開催日時及び場所  
平成29年7月24日（月）午後7時  
甲府地方卸売市場 2階 会議室
3. 縦覧場所  
甲府市 建設部 まち開発室 都市計画課  
甲府市丸の内1丁目18-1
4. 縦覧期間  
平成29年6月26日（月）から  
平成29年7月10日（月）まで  
但し、縦覧場所の開所時間は、土・日曜日を除く通常勤務時間（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。
5. 意見書の提出先  
甲府市 建設部 まち開発室 都市計画課  
甲府市丸の内1丁目18-1
6. 意見書の提出方法  
直接持参又は郵送すること。
7. 意見書の提出期限  
平成29年7月10日（月）午後5時15分
8. 都市計画の案の概要  
案の概要については省略し、甲府市建設部まち開発室都市計画課において縦覧に供する
9. その他必要な事項  
意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。なお、公聴会に出席して意見を述べようとするものは、書面により意見書を提出しなければならない。

平成29年6月26日

甲府市長 樋口 雄一

1. 聴こうとする案件  
甲府都市計画特別用途地区の変更案について
2. 開催日時及び場所  
平成29年7月24日（月）午後7時  
甲府地方卸売市場 2階 会議室
3. 縦覧場所  
甲府市 建設部 まち開発室 都市計画課  
甲府市丸の内1丁目18-1
4. 縦覧期間  
平成29年6月26日（月）から  
平成29年7月10日（月）まで  
但し、縦覧場所の開所時間は、土・日曜日を除く通常勤務時間（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。
5. 意見書の提出先  
甲府市 建設部 まち開発室 都市計画課  
甲府市丸の内1丁目18-1
6. 意見書の提出方法  
直接持参又は郵送すること。
7. 意見書の提出期限  
平成29年7月10日（月）午後5時15分
8. 都市計画の案の概要  
案の概要については省略し、甲府市建設部まち開発室都市計画課において縦覧に供する
9. その他必要な事項  
意見書が提出されない場合は、公聴会の開催を中止する。

甲府市告示第341号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年6月27日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                                  |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 書類名       | 充当通知書 市民発第863号<br>配当計算書 市民発第864号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略)                             |
| 3 | 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課                 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- |            |                     |
|------------|---------------------|
| (1) 入札番号   | (業務委託) 第441号        |
| (2) 業務名称   | 甲府市環境センター消防設備点検業務委託 |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から平成30年3月16日まで |
| (4) 履行場所   | 仕様書による              |
| (5) 業務内容   | 仕様書による              |
| (6) 予定価格   | 公表しない               |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                |

2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 本委託を遂行するための有資格者（仕様書で定める消防設備点検資格者、若しくは消防設備士）を雇用していること。
- (4) 仕様書で定める業務を自社で一括して請負うことができること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (7) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (8) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。  
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (10) 市税の滞納がない者であること。
- 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 平成29年6月28日(水)～平成29年7月7日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時00分～午後5時00分
- (2) 配付場所 甲府市環境部環境総室総務課  
甲府市上町601番地4(甲府市環境センター管理棟1階)
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成29年6月28日(水)～平成28年7月7日(金)  
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)  
午前9時00分～午後5時00分
- イ 場所 甲府市環境部環境総室総務課  
甲府市上町601番地4(甲府市環境センター管理棟1階)  
電話055-241-4311
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 平成29年7月28日(金) 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市環境センター管理棟3階「大会議室」  
甲府市上町601番地4  
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
- この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
- 甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付
- ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする

契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第343号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市中町字大カサ472番7、472番8、473番9、473番26  
及び上今井町字八反田1526番5  
以上5筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市高畑三丁目3番3号  
片川 恵美子



甲府市告示第344号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市上町字明石2445番8  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市下曾根町1419番地  
海野 英次

甲府市告示第345号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市高室町字柿ノクネ583番1、583番6から583番8まで、  
587番6、587番8及び619番3  
以上7筆及び道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
南アルプス市小笠原2215番地  
レフィナード101号室  
山 田 歩  
甲府市高室町619番地3  
石 原 隆 次

甲府市告示第346号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年6月28日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
甲府市向町字扇田370番1  
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
甲府市中町421番地1  
サウスプレイス102  
長 田 正 志

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告について、次のとおり参加申込書及び企画提案書の提出を招請する。

平成29年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

## 1 業務概要等

- (1) 業務名 甲府市遊亀公園・附属動物園整備計画（原案）作成業務（以下「対象業務」という。）
- (2) 業務場所 甲府市遊亀公園及び第2駐車場隣接地
- (3) 履行期間 契約締結日から平成30年3月30日
- (4) 業務内容 甲府市遊亀公園・附属動物園整備計画（原案）作成業務

## 2 業務概要

甲府市遊亀公園及び附属動物園の再整備にあたっては、都市型動物園の課題への対応とともに、動物の飼育・繁殖などの専門機能の維持・向上に努め、市街地に位置する山梨県内唯一の動物園を併設する公園として、市街地の活性化に寄与できる施設として整備しなければならない。

これらの課題に取り組む上では、地域における諸課題を整理する中で、子育て世代を中心としたワークショップを開催し、この世代のニーズやマインド（志向）を確認する事で「こども最優先のまち」創りに繋げるとともに、持続可能な動物園を目指し、動物飼育環境の改善や、動物のエンリッチメント等を踏まえた展示手法を具体的に検討し、公園整備方針を定め一体的な整備による遊亀公園全体の魅力向上が重要である。

こうしたことから、高度な専門性、企画力、豊富な知識と適切な業務執行能力を有する事業者を「公募型プロポーザル」方式により選考し、甲府市遊亀公園・附属動物園整備計画（原案）を策定するため、必要となる調査・検討を行う。

## 3 参加資格要件

本業務に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている単独企業とする。なお、協力会社の参加を認める。

- (1) 甲府市の入札参加資格登録者であること。
- (2) 過去10年（平成19年度～28年度）以内に、国又は地方公共団体が実施した次に掲げる業務の元請による履行実績を有すること（履行中のものを除く）。
  - ア 「日本動物園水族館協会に加盟している動物園施設」の基本設計業務、実施設計業務の履行実績をそれぞれ1件、合計2件以上有すること。
  - イ 「3ha以上の都市公園施設」における基本設計業務、実施設計業務の履行実績をそれぞれ1件、合計2件以上有すること。
  - ウ 「日本動物園水族館協会に加盟している動物園施設」又は「3ha以上の都

市公園施設」における市民参加型ワークショップの履行実績を1件以上有すること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてはその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 公告の日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 公告の日の6月前の日以降に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (7) 公告の日の2年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 税の滞納がない者であること。

#### 4 企画提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者の経験及び能力。
- (2) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力を含む）。
- (3) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況。

#### 5 企画提案書を特定するための基準

- (1) 参加表明者の経験及び能力。
- (2) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力を含む）。
- (3) 配置予定技術者の経験及び能力  
配置予定の技術者の経験、同種又は類似業務の実績、担当した業務の実績。
- (4) 業務の実施方針、業務フロー、工程表、その他  
業務の理解度、実施方針妥当性、実施手順及び工程計画の妥当性。
- (5) テーマに関する企画提案及び見積書

#### 6 実施要項・仕様書等の配布期間、場所及び方法

- (1) 配布期間 平成29年6月30日（金）～7月18日（火）  
（この期間の土曜日、日曜日、祝日を除く）  
午前9時～午後5時
- (2) 配布場所 甲府市建設部まち保全室公園緑地課  
甲府市宝二丁目8番19号  
電話055-223-6101
- (3) 配布方法 直接配布とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報（その他・公募型））から情報を入手する場合は、この限りでない。

#### 7 実施要項・仕様書に関する質問の受付及び回答方法

- (1) 受付期間 平成29年6月30日（金）～平成29年7月7日（金）

(この期間の土曜日、日曜日を除く)

午前9時～午後5時

(2) 提出先 (送信先)

甲府市建設部まち保全室公園緑地課

甲府市宝二丁目8番19号

メールアドレス tosikoen@city.kofu.lg.jp

※送信後、電話により受信確認を行うこと。郵送は不可。

(3) 回答方法 平成29年7月13日(木)までに甲府市ホームページに掲載する予定。

8 参加表明書の提出期限並びに提出先及び方法

(1) 提出期限 平成29年7月19日(水)まで 土曜日、日曜日、祝日を除く  
午前9時～午後5時

(2) 提出先 〒400-0034山梨県甲府市宝二丁目8番19号

甲府市建設部まち保全室公園緑地課

甲府市宝二丁目8番19号

電話055-223-6101

(3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)とする。なお、郵送にて提出する場合は、電話にて書類到着の確認すること。

(4) 企画提案書の提出資格の有無の通知

参加表明書等を提出した者が5者を超える場合は、参加表明書等の審査を行い、評価の合計点が高いものから企画提案書等の提出者として5者を選定する。なお、評価の合計点と同点となった提出者は全て選定するものとする。

ア 通知方法 選定された者には、電子メール及びFAXにより通知する。

選定されなかった者には、文書にて通知する。

イ 通知日時 平成29年7月20日(木)(予定)

9 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

(1) 提出期限 平成29年7月25日(火)午後5時まで 土曜日、日曜日、祝日を除く

(2) 提出先 〒400-0034山梨県甲府市宝二丁目8番19号

甲府市建設部まち保全室公園緑地課

甲府市宝二丁目8番19号

電話055-223-6101

(3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)とする。なお、郵送にて提出する場合は、電話にて書類到着の確認すること。

10 審査会における事業者(優先交渉権者)の選定方法

優先交渉権者の決定にあたっては「甲府市遊亀公園・附属動物園整備計画(原案)作成業務受託者選考審査会」を設置し、事業者のプレゼンテーションによる審査を実施する中で、提案内容を総合的に判断し、最優秀提案(優先交渉権者)1件と優秀提案(次点交渉権者)1件を選考する。

11 プレゼンテーション審査の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年8月2日(水)

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎 (詳細は別途通知する。)

1 2 審査の無効

この公告に示した参加資格要件のない者が行った提案、提出書類又は資料等に虚偽の記載をした者の行った提案及び審査に関する条件に違反した提案は無効とする。なお、企画提案書の提出資格の確認を受けた者であっても、審査時において3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った提案は無効とする。

1 3 事業者の決定方法(優先交渉権者との協議)

優先交渉権者は、甲府市と仕様並びに価格等について協議を行い、甲府市の決定を受けることにより受託事業者となる(企画提案書の内容は、協議の過程で変更・修正する場合がある)。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合若しくは、契約締結前に、参加資格を失うなどによって失格となった場合は、次点交渉権者と協議を行うものとする。

また、参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し、同様の協議を行う。

1 4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、免除する。
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 参加表明及び企画提案に係わる説明は行わない。
- (5) 災害などにより、不測の事態が生じた場合は、この公告に関する手続きを延期することがある。
- (6) その他この公告にない事項については、実施要項による。

甲府市告示第348号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

- |   |           |                                    |
|---|-----------|------------------------------------|
| 1 | 書類名       | 充当通知書 市民発第1111号<br>配当計算書 市民発第1112号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略)                               |
| 3 | 保管場所      | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課                   |



平成29年度の甲府市国民健康保険条例（昭和34年3月条例第9号。以下「条例」という。）第14条第1項に規定する一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率及び第13条の2第1項に規定する基礎賦課額から減額する額、第14条の5の5第1項に規定する一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び第13条の2第4項において準用する同条第1項に規定する後期高齢者支援金等賦課額から減額する額並びに第14条の9第1項に規定する介護納付金賦課額の保険料率及び第13条の2第5項において準用する同条第1項に規定する介護納付金賦課額から減額する額を、第14条第3項（第13条の2第3項において準用する場合を含む。）、第14条の5の5第3項（第13条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第14条の9第3項（第13条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成29年6月30日

甲府市長 樋口雄一

1	条例第14条第1項第1号の所得割	100分の8.49
2	条例第14条第1項第2号の被保険者均等割	24,300円
3	条例第14条第1項第3号の世帯別平等割	
	（1） 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	24,500円
	（2） 特定世帯	12,250円
	（3） 特定継続世帯	18,370円
4	条例第13条の2第1項第1号アに規定する額	17,010円
5	条例第13条の2第1項第1号イに規定する額	
	（1） 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	17,150円
	（2） 特定世帯	8,575円
	（3） 特定継続世帯	12,859円
6	条例第13条の2第1項第2号アに規定する額	12,150円
7	条例第13条の2第1項第2号イに規定する額	
	（1） 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	12,250円
	（2） 特定世帯	6,125円
	（3） 特定継続世帯	9,185円
8	条例第13条の2第1項第3号アに規定する額	4,860円
9	条例第13条の2第1項第3号イに規定する額	
	（1） 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	4,900円
	（2） 特定世帯	2,450円
	（3） 特定継続世帯	3,674円
10	条例第14条の5の5第1項第1号の所得割	100分の2.06
11	条例第14条の5の5第1項第2号の被保険者均等割	7,300円

1 2	条例第 1 4 条の 5 の 5 第 1 項第 3 号の世帯別平等割	
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	5, 6 0 0 円
	(2) 特定世帯	2, 8 0 0 円
	(3) 特定継続世帯	4, 2 0 0 円
1 3	条例第 1 3 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項第 1 号アに規定する額	5, 1 1 0 円
1 4	条例第 1 3 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項第 1 号イに規定する額	
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	3, 9 2 0 円
	(2) 特定世帯	1, 9 6 0 円
	(3) 特定継続世帯	2, 9 4 0 円
1 5	条例第 1 3 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項第 2 号アに規定する額	3, 6 5 0 円
1 6	条例第 1 3 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項第 2 号イに規定する額	
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	2, 8 0 0 円
	(2) 特定世帯	1, 4 0 0 円
	(3) 特定継続世帯	2, 1 0 0 円
1 7	条例第 1 3 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項第 3 号アに規定する額	1, 4 6 0 円
1 8	条例第 1 3 条の 2 第 4 項において準用する同条第 1 項第 3 号イに規定する額	
	(1) 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯	1, 1 2 0 円
	(2) 特定世帯	5 6 0 円
	(3) 特定継続世帯	8 4 0 円
1 9	条例第 1 4 条の 9 第 1 項第 1 号の所得割	1 0 0 分の 2. 1 2
2 0	条例第 1 4 条の 9 第 1 項第 2 号の被保険者均等割	8, 6 0 0 円
2 1	条例第 1 4 条の 9 第 1 項第 3 号の世帯別平等割	5, 3 0 0 円
2 2	条例第 1 3 条の 2 第 5 項において準用する同条第 1 項第 1 号アに規定する額	6, 0 2 0 円
2 3	条例第 1 3 条の 2 第 5 項において準用する同条第 1 項第 1 号イに規定する額	3, 7 1 0 円
2 4	条例第 1 3 条の 2 第 5 項において準用する同条第 1 項第 2 号アに規定する額	4, 3 0 0 円
2 5	条例第 1 3 条の 2 第 5 項において準用する同条第 1 項第 2 号イに規定する額	2, 6 5 0 円
2 6	条例第 1 3 条の 2 第 5 項において準用する同条第 1 項第 3 号アに規定する額	1, 7 2 0 円
2 7	条例第 1 3 条の 2 第 5 項において準用する同条第 1 項第 3 号イに規定する額	1, 0 6 0 円

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年6月30日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上今井町字西河原975番1から975番17まで、  
字椀面785番16、785番17、836番2、836番3、839番2  
及び839番3

以上23筆及び道、水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、公園、ゴミ置場、消防施設及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都台東区東上野四丁目27番3号  
東京セキスイハイム株式会社  
代表取締役社長 神吉 利幸

---

# 教育委員会

---

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月14日

甲府市教育委員会

委員長 平 賀 数 人

甲府市教育委員会規則第5号

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則

甲府市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則（平成13年6月教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「290,000円」を「308,000円」に、「115,200円」を「139,200円」に、「211,000円」を「223,000円」に改める。

別表第1の備考第4項中

「上記の単価×（保育料の支払い月数+3）÷15（百円未満を四捨五入）」を

「(1) 入園料が発生している場合

上記の単価×（保育料の支払い月数+3）÷15（百円未満を四捨五入）

(2) 入園料が発生していない場合

上記の単価 ×（保育料の支払い月数）÷ 12（百円未満を四捨五入）」に改める。

別表第2中「217,200円」を「272,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成29年4月1日から適用する。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年6月14日

甲府市教育委員会

委員長 平賀 数人

## 1 入札対象業務

- |            |                          |
|------------|--------------------------|
| (1) 入札番号   | (教委) 第1号                 |
| (2) 業務名称   | 甲府市立小学校消火設備及び避難器具等点検業務委託 |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から平成30年3月31日まで      |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                   |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                   |
| (6) 予定価格   | 公表しない                    |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                     |

## 2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 本委託を遂行するための有資格者（消防設備点検資格者若しくは消防設備士、及び電気工事士又は電気主任技術者）を雇用していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であって

その役員が暴力団員でないこと。

- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (9) 市税の滞納がない者であること。

### 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成29年6月14日（水）～平成29年6月23日（金）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時00分～午後5時00分
- (2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
  - ア 期間 平成29年6月14日（水）～平成29年6月23日（金）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時00分～午後5時00分
  - イ 場所 甲府市教育委員会総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階  
電話 055-223-7320

### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成29年7月14日（金） 午前9時30分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎 9 階 会議室 9 - 2

甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

## 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 / 1 0 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 0 0 / 1 0 8 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において 2 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

## 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第 1 2 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の 1 0 / 1 0 0）：納付

ただし、甲府市契約規則第 3 4 条第 1 項第 3 号に規定する、過去 2 年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年6月14日

甲府市教育委員会

委員長 平賀 数人

## 1 入札対象業務

- |            |                          |
|------------|--------------------------|
| (1) 入札番号   | (教委) 第2号                 |
| (2) 業務名称   | 甲府市立中学校消火設備及び避難器具等点検業務委託 |
| (3) 履行期間   | 契約締結日から平成30年3月31日まで      |
| (4) 履行場所   | 仕様書による                   |
| (5) 業務内容   | 仕様書による                   |
| (6) 予定価格   | 公表しない                    |
| (7) 最低制限価格 | 設けない                     |

## 2 入札参加資格

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定において、業種が「ポンプ・防災用品・消火器」で登録されている者であること。
- (3) 本委託を遂行するための有資格者（消防設備点検資格者、若しくは消防設備士）を雇用していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であって



その役員が暴力団員でないこと。

- (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (9) 市税の滞納がない者であること。

### 3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成29年6月14日（水）～平成29年6月23日（金）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時00分～午後5時00分
- (2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
  - ア 期間 平成29年6月14日（水）～平成29年6月23日（金）  
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）  
午前9時00分～午後5時00分
  - イ 場所 甲府市教育委員会総務課  
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階  
電話 055-223-7320

### 4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成29年7月14日（金） 午前10時00分

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎 9 階 会議室 9 - 2

甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

## 5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 / 1 0 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 0 0 / 1 0 8 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において 2 に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

## 7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第 1 2 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 8 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の 1 0 / 1 0 0）：納付

ただし、甲府市契約規則第 3 4 条第 1 項第 3 号に規定する、過去 2 年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

---

# 選挙管理委員会

---

甲府市選挙管理委員会規程第1号

甲府市公職選挙管理執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年6月1日

甲府市選挙管理委員会  
委員長 志村文武

甲府市公職選挙管理執行規程の一部を改正する規程

甲府市公職選挙管理執行規程（平成12年3月選管規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第1条」を「第1条の3」に改める。

第7条第1項中「第2項」を「第3項」に改める。

第13条第1項中「令第23条の11《在外選挙人名簿に係る縦覧期間等》第1項から第3項までの規定による縦覧期間」を「法第30条の8第1項の異議の申出期間」に改め、同条第2項第1号中「第1項」を「第2項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市選挙管理委員会規程第2号

甲府市選挙管理委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年6月1日

甲府市選挙管理委員会

委員長 志 村 文 武

甲府市選挙管理委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程

甲府市選挙管理委員会事務局事務分掌規程（平成8年3月選管規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1第15号を次のように改める。

（15）選挙人名簿の登録、表示、抹消、移替え通報及び閲覧に関すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

---

# 農業委員会

---

甲府市農業委員会告示第6号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会6月定例総会を、平成29年6月30日午後3時00分、ホテルクラウンパレス甲府において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成29年6月26日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

## 付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 平成29年7月告示分農用地利用集積計画について
- 3 平成30年度山梨県農業行政施策に関する提言について
- 4 地域農業マスタープランの見直しについて

---

# 上下水道局

---

甲府市上下水道局管理規程第9号

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年6月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者  
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局職員の勤務時間及び休日、休暇等に関する規程（平成7年3月管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項を次のように改める。

4 特別の勤務に従事する職員又は特別の理由があると認める職員について、前項の規定により難しいときは、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

甲府市上下水道局告示第19号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年6月6日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 堀内正仁

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（土木）1号		
工事名	①（配区－3）配水管布設替工事 ②区画道路築造工事（H29・6－13号線外）		
工事場所	甲府市朝日二丁目地内		
工事概要	1	工事内容	①・DIP.GX φ100 76.0m ・DIP.GX φ75 5.0m ・HPPE φ75 46.5m ・RRVP φ50 2.0m ・仕切弁.GX φ100 3基 ・仕切弁.GX φ75 1基 ・消火栓 φ75 1基 ・水抜栓 φ25 3基 ②・自由勾配側溝工（300型 縦断用） L=84.3m ・自由勾配側溝工（300型 横断用） L=8.5m ・塩ビ管布設工（φ200） L=55.5m ・人孔設置工（1号） N=2箇所 ・人孔設置工（小型） N=1箇所 ・公設柵設置工 N=4箇所 ・集水柵工 N=2箇所 ・付帯工 一式
	2	工期	平成29年10月31日まで

	3	予定価格 (税込み)	23,467,320円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等若しくは配水管 布設替工事等と道路工事等との合併 工事。ただし、1件の工事請負額が 1,100万円以上の実績に限る。 元請として平成14年4月1日以降 に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての 実績は、出資比率が20%以上の場 合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事实績 は求めません。)</u>
	5	近接工事	<u>平成29年2月1日告示(合併(土 木)20号①区画道路築造工事(H 28・6-17号線外)②(配区- 5)配水管布設替工事)の落札者は、 本工事の入札に参加することはでき ません。</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成29年6月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成29年6月15日
	3	申請書受付開始日	平成29年6月6日
	4	申請書受付締切日	平成29年6月15日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果 通知日	平成29年6月21日
	6	設計図書配付開始日	平成29年6月6日
	7	設計図書配付締切日	平成29年6月22日
	8	設計図書に関する質問 開始日	平成29年6月6日
	9	設計図書に関する質問 締切日	平成29年6月22日



	10	入札及び開札日時	平成29年6月29日 午前10時20分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成29年6月26日 午後5時まで
	2	回答	平成29年6月27日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））		
支払条件	前金払	請求できる	
	中間前金払	請求できる	
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第20号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年6月6日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 堀内正仁

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	(土木) 140007号		
工事名	下水道改良工事(地震対策H29-1)		
工事場所	甲府市上曾根町地内		
工事概要	1	工事内容	マンホール浮上抑制対策工 13箇所 鉄蓋調整取替工 4箇所 付帯工 一式
	2	工期	平成29年11月30日まで
	3	予定価格 (税込み)	12,355,200円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 B又はC
	3	同種工事施工実績	下水道管布設工事等。ただし、1件の工事請負額が600万円以上の実績に限る。 元請として平成14年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>(本案件に対し、技術者の工事実績は求めません。)</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成29年6月6日
	2	入札説明書等配付締切日	平成29年6月15日
	3	申請書受付開始日	平成29年6月6日
	4	申請書受付締切日	平成29年6月15日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成29年6月21日
	6	設計図書配付開始日	平成29年6月6日
	7	設計図書配付締切日	平成29年6月22日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成29年6月6日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成29年6月22日
	10	入札及び開札日時	平成29年6月29日 午前10時30分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成29年6月26日 午後5時まで
	2	回答	平成29年6月27日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））		
支払条件	前金払	請求できる	

	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	甲府市総務部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124	

甲府市上下水道局告示第 2 1 号

甲府市上下水道局契約規程（昭和 3 9 年 4 月管理規程第 2 号）及び甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定に基づき、次の 1 件の一般競争入札を執行する。

平成 2 9 年 6 月 2 1 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 堀 内 正 仁

一般競争入札 公告個別事項

入札番号	合併（舗装） 1 号		
工事名	①（路 4 - 1 2）路面復旧工事 ②下水道改良工事（H 2 9 - 2）		
工事場所	甲府市愛宕町地内		
工事概要	1	工事内容	①・表層工（再生密粒度 A S C（P K - 3） : t = 5 c m） A = 4 1 8 . 0 m <sup>2</sup> ・表層工（再生密粒度 A S C（P K - 4） : t = 5 c m） A = 5 9 . 0 m <sup>2</sup> ・表層工（小舗石舗装工 : t = 9 c m） A = 1 1 1 . 0 m <sup>2</sup> ・上層路盤工（再生瀝青安定処理 : t = 1 0 c m） A = 5 9 . 0 m <sup>2</sup> ・区画線工 1 式 ・付帯工 1 式 ②・小口径污水柵取替工 4 箇所 ・人孔鉄蓋取替工（φ 6 0 0） 3 箇所 ・付帯工 1 式
	2	工期	平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日まで
	3	予定価格 （税込み）	1 3 , 8 3 4 , 8 0 0 円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用

入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	舗装 直近の経営事項審査結果通知書の総合評定値（P）650点以上
	3	同種工事施工実績	路面復旧工事等。 元請として平成14年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 <u>（本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。）</u>
日程	1	入札説明書等配付開始日	平成29年6月21日
	2	入札説明書等配付締切日	平成29年6月30日
	3	申請書受付開始日	平成29年6月21日
	4	申請書受付締切日	平成29年6月30日 <u>午後3時まで</u>
	5	入札参加資格確認結果通知日	平成29年7月6日
	6	設計図書配付開始日	平成29年6月21日
	7	設計図書配付締切日	平成29年7月7日
	8	設計図書に関する質問開始日	平成29年6月21日
	9	設計図書に関する質問締切日	平成29年7月7日
	10	入札及び開札日時	平成29年7月18日 午前9時40分
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
入札参加資格に対する説明	1	質問	平成29年7月12日 午後5時まで
	2	回答	平成29年7月13日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		

入札保証金	免除	
契約保証金	<p>契約金額の10 / 100 納付  ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。</p>	
低入札価格調査制度	適用（甲府市低入札価格調査実施要綱（平成29年6月1日改正））	
支払条件	前金払	請求できる
	中間前金払	請求できる
問い合わせ先	<p>甲府市総務部契約管財室契約課  〒400-8585  甲府市丸の内一丁目18番1号  電話055-237-5124</p>	

# 任免辞令

(市長事務部局)

小林 明

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
市長直轄組織都市戦略室都市戦略課係長を命ずる  
任期は平成31年3月31日までとする

成澤 治子

事務職員に採用する  
行政事務職を命ずる  
企画部企画総室地域振興課主任を命ずる  
任期は平成32年3月31日までとする

以上 発令日 平成29年 6月 1日

甲府市監査委員  
退職を承認する

廣瀬 集一

以上 発令日 平成29年 6月 21日

甲府市監査委員に選任する

山中 和男

以上 発令日 平成29年 6月 22日

市民部	市民総室	市民課	主任	田中 千絵
建設部	まち保全室	道路河川課	作業主任	岩浪 勝保
市立甲府病院	診療部		科部長	相川 雅美
市立甲府病院	看護部		主任	上杉 香

(各通)

退職を承認する

以上 発令日 平成29年 6月 30日